



# 甲賀市配偶者等からの暴力の防止および 被害者の保護に関する基本計画

～ ドメスティック・バイオレンス（DV）のない  
社会をめざして ～

平成26年3月

甲 賀 市



## はじめに



今、社会では配偶者や恋人など親しい男女間の暴力が大きな課題となっています。言うまでもなく、それらの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。特に、配偶者からの暴力は、家庭内で発生し、被害者が被害を訴えないことや加害者に罪の意識がないこと、また、周囲の理解不足などから、被害が過少にみなされやすく、被害が拡大する傾向にあります。そのことで、DVのある家庭に育った子どもに深刻な影響をもたらしています。

このような中で、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。その後、被害者支援の一層の充実や、DV防止の取り組み強化の方向で改正が行われ、平成25年の第3次改正においては、生活の本拠を共にして交際をする関係にある相手からの暴力およびその被害者についても適用されることとなりました。

本市でも、DVが身近にある重大な人権侵害であることを市民一人ひとりが認識し、暴力を許さない社会の実現、被害者とその子どもの安全を守るための施策を推進するため、平成23年に策定した本計画を、これまでのDV対策の成果を検証し、現在の課題を整理したうえで、改訂いたしました。

今後は、この計画に基づき、市をはじめ市民の皆様、関係機関・関係団体等がそれぞれの役割を発揮し、連携を図りながら、DVのない互いの人権が尊重される社会の実現をめざしていく方針ですので、市民の皆様や関係の方々のご支援、ご協力を賜われますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画策定に携わっていただきました策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきました多くの皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成26年3月

甲賀市長 中嶋 武嗣

# 目 次

<u>第1章 計画の改定にあたって</u> . . . . .	1
1 計画改定の趣旨 . . . . .	1
2 計画の位置づけ . . . . .	2
3 計画の期間 . . . . .	2
<u>第2章 DV被害およびDV対策の現状</u> . . . . .	3
1 国・県における取り組み . . . . .	3
(1) 法制定および改正の経緯 . . . . .	3
(2) 県内の相談等の状況 . . . . .	4
2 市の現状 . . . . .	5
(1) DV・デートDVの認知度 . . . . .	5
(2) DV被害の見聞きの経験 . . . . .	7
(3) DV被害の状況 . . . . .	8
(4) DV被害に関する相談状況 . . . . .	9
(5) 一時保護の状況 . . . . .	11
<u>第3章 基本計画</u> . . . . .	12
1 計画の基本的な考え方 . . . . .	12
2 施策の体系 . . . . .	13
3 基本目標および具体的施策の展開 . . . . .	14
基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進 . . . . .	14
基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり . . . . .	15
基本目標Ⅲ 被害者の安全確保から自立に向けた支援 . . . . .	16
基本目標Ⅳ 関係機関の連携強化 . . . . .	18
<u>第4章 計画の推進に向けて</u> . . . . .	19

## 参考資料

- 甲賀市配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画  
策定委員会設置要綱（平成22年 甲賀市告示第3号）・・・・・・・・・・ 2 1
- 策定経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3
- 相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
- 甲賀市ドメスティック・バイオレンスに関する市民アンケート  
（平成25年5月実施）調査報告書・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 1
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律  
（平成13年 法律第31号）・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 2

# 第1章 計画の改訂にあたって

## 1 計画改訂の趣旨

配偶者<sup>※1</sup>等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV<sup>※2</sup>」という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、被害者のみならず、養護する子ども等にも、時が経ち、環境が変わっても消し去ることが難しい心理的外傷<sup>※3</sup>を与えるなど深刻な影響を及ぼします。

平成13年4月に、DVの防止および被害者の保護を図ることを目的として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定されました。また、平成16年には、国において、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が定められました。

県においても、平成19年2月に「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画」が策定され、DV防止と被害者の適切な保護および自立支援にかかる総合的かつ、積極的な施策の展開を図っており、平成20年11月、23年3月と二度、改訂されました。

平成19年のDV防止法の一部改正（平成20年1月施行）では、市町村による基本計画の策定および配偶者暴力相談支援センター<sup>※4</sup>の設置が努力義務とされ、市においても、DVが身近にある重大な人権侵害であることを認識し、暴力を許さない社会の実現を目指し、DV防止と被害者の保護のための施策の実施を積極的に推進する必要があります。

本市では、配偶者に限定せずデートDV<sup>※5</sup>等、あらゆるDV被害者に配慮した相談、被害者の安全・安心の確保をはじめ、被害者の早期発見・早期支援に向け、DVについての正しい理解の啓発・予防を関係機関と連携して進めるために、平成23年3月に策定した本計画をこれまでのDV対策の成果を検証し、現在の課題を整理したうえで改訂しました。

※1 **配偶者**：この計画では、DV防止法の定義に準じ、婚姻の届出をした夫婦の一方だけではなく、事実上、婚姻関係と同様の事情にある者（いわゆる事実婚）も含むものとします。

※2 **DV**：広い意味では、女性や子ども、高齢者や障がい者等、家庭内の弱者への暴力にも使われることもありますが、この計画では「配偶者や恋人等の親しい関係にある人からの暴力」のことを指します。男性、女性の別を問いません。暴力は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。

DV防止法は、配偶者（事実婚、元配偶者を含む。）からの身体に対する暴力、または、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を「配偶者からの暴力」と定義しています。また、生活本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力についても本法が準用されます。

ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではありません。

※3 **心理的外傷**：「心的外傷」、「トラウマ」とも言われ、衝撃的な肉体的・精神的ショックを受けたことで、長い間心の傷となってしまうことを指します。重度の心理的外傷によりPTSD（心的外傷後ストレス障害）などの精神疾患が生じる場合もあります。

※4 **配偶者暴力相談支援センター**：DV防止法第3条に基づき、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護のため、都道府県が設置する婦人相談所やその他適切な施設において、①相談、②医学的・心理学的指導、③一時保護、④自立支援のための情報提供・援助、⑤保護命令制度に関する情報提供・援助、⑥被害者を居住させ保護する施設の利用に関する情報提供・援助を行う機関を指します。県内には、現在3か所の配偶者暴力相談支援センターがあります。

※5 **デートDV**：高校生、大学生など若い世代を中心とした恋人からのDVのことです。

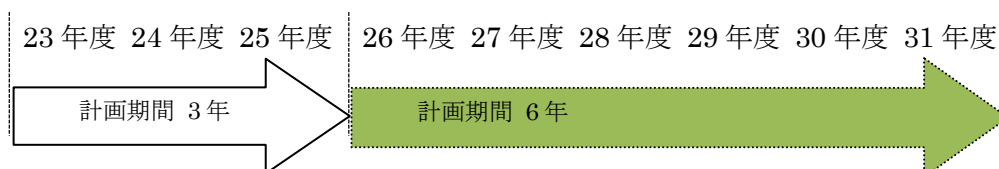
## 2 計画の位置づけ

- 1 本計画は、DV防止法第2条の3第3項の「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」に相当するものです。
- 2 本計画は、甲賀市のまちづくりの最上位計画である「甲賀市総合計画※<sup>6</sup>」などとの整合を図るとともに、国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」や「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画」の内容を十分に踏まえて策定するものです。
- 3 本計画は、県をはじめとする関係機関および市民一人ひとりや各種関係団体と連携、協働して、施策を推進するものです。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、他の機関の計画期間との関係から、平成26年度から平成31年度までの6か年とします。

ただし、上記期間内であってもDV防止法等の改正があった場合や新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直します。



### 【参考】 DVの種類

- 1) **身体に対する暴力**（殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなど）
- 2) **心理的な暴力**（人格を否定するような暴言、「出て行け」「口答えするな」と怒鳴る、交友関係を細かく監視する、恐怖を感じるような脅しや威嚇など）
- 3) **性的な暴力**（嫌がっているのに性的な行為を強要、避妊に協力しない、無理やりポルノビデオを見せるなど）
- 4) **経済的な暴力**（生活費を渡さない、お金の使途を細かくチェックする、仕事をさせないなど）
- 5) **子どもを利用した暴力**（子どもに暴力を見せる、「子どもに暴力を振るう」と脅す、子どもを虐待する、自分の言いたいことを子どもに言わせるなど）

DVが与える影響として、被害者は暴力により、ケガなど身体的な影響を受けるだけでなく、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に陥るなど、精神的な影響を受けることもあります。また、暴力を目撃した子どもに様々な心身の症状が表れることがあります。その上、暴力を目撃しながら育ったことで、子ども自身が感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。

※<sup>6</sup> 甲賀市総合計画：総合計画は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、その総合的な指針としての役割を果たすために策定されるもので、甲賀市では、平成19年3月に「人 自然 輝きつづける あい甲賀」という市の将来像の具現化に向けたまちづくりの最上位に位置する指針として、策定されています。

## 第2章 DV被害およびDV対策の現状

### 1 国・県における取り組み

#### (1) 法制定および改正の経緯

平成13年4月、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を図ることを目的として、DV防止法が制定され、保護命令<sup>※7</sup>の制度や、都道府県の配偶者暴力相談支援センターによる相談や一時保護<sup>※8</sup>等の業務が開始されました。

その後、平成16年には、配偶者からの暴力の定義の拡大（身体的な暴力のみならず、精神的暴力・性的暴力にも対象拡大）、保護命令の対象の拡大など（退去命令の期間を2週間から2ヶ月に拡大、子どもへの接近禁止命令の発令）の一部改正（第一次）が行なわれたほか、国において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）が定められました。

さらに、平成19年のDV防止法の一部改正（第二次）では、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護のための施策をさらに推進するため、保護命令制度の拡充（生命又は身体に対する脅迫にも対象を拡大、電話等を禁止する命令、被害者の親族への接近禁止命令）、市町村における配偶者からの暴力の防止および被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「市町村基本計画」という。）の策定および配偶者暴力相談支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする法改正が行われ、平成20年1月に施行されました。

また、平成22年12月に策定された国の第3次男女共同参画基本計画では、女性に対するあらゆる暴力が減っていないことをふまえ、若年層も対象とする予防啓発の拡充、相談・カウンセリング体制等の整備、防犯対策の強化、被害実態の把握、被害者への切れ目ない支援、ストーカー行為等への厳正な対処等の施策を重点的に取り組むとしています。

さらに、平成25年のDV防止法の一部改正（第三次）では、題名中「保護」を「保護等」に改められ、配偶者の適用対象が生活を本拠を共にして交際をする関係にある相手からの暴力およびその被害者についても、適用されることとなり、平成26年1月から施行されました。

滋賀県においても、平成14年4月から、県内3か所に配偶者暴力相談支援センター（中央子ども家庭相談センター、彦根子ども家庭相談センター、男女共同参画センター）を設置し、配偶者からの暴力に関する相談や一時保護等の業務が開始され、平成19年2月には都道府県基本計画にあたる「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画」が策定され、平成23年3月に改定されました。

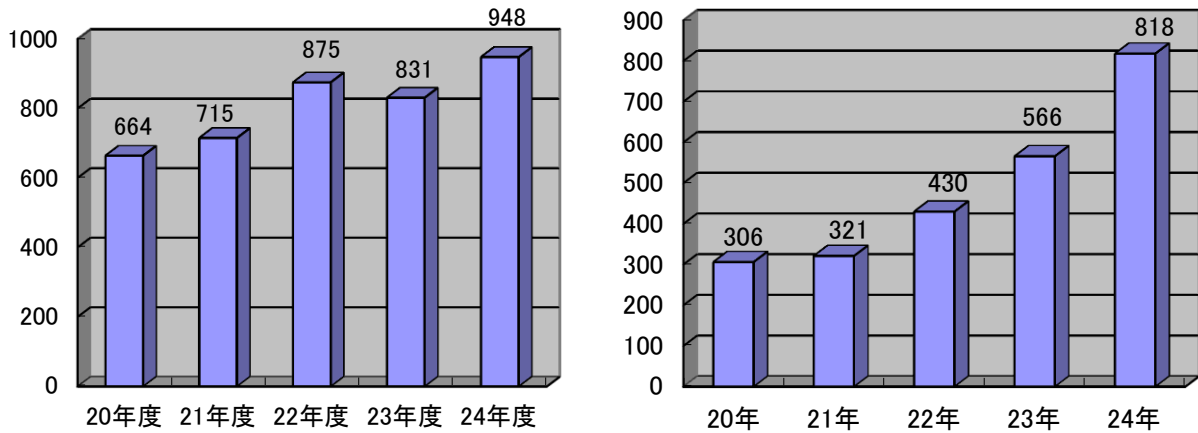
※7 **保護命令**：被害者が配偶者からのさらなる身体および精神に対する暴力により、その生命または身体に重大な危害を受けるおそれが大きい時に、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者（事実婚および元配偶者を含む）に対し発する命令で、「接近禁止命令」と「電話等禁止命令」および「退去命令」があります。

※8 **一時保護**：加害者からの暴力を避けるために、緊急に保護が必要な被害者を一時的に保護する制度です。

## (2) 県内の相談等の状況

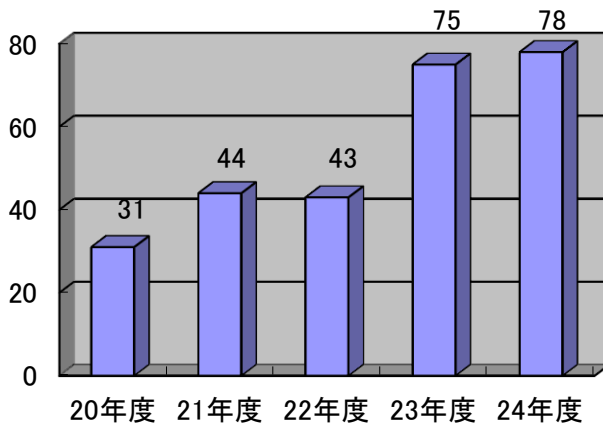
こうした国や県での取り組みにより、DVに対する意識が高まり、今まで家庭内の問題として抱え込まれてきたDVに関する事象を被害と認識して、相談する被害者は増えてきています。

図1 県内の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数(件) 図2 県内の警察署における相談状況 (件)



DV防止法第6条第1項では、配偶者からの暴力を受けている者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センターや警察へ通報するよう努めることとなっていますが、通報件数はごく少数にとどまっています。

図3 県内の配偶者暴力相談支援センターへの通報件数 (件)





## 2 市の現状

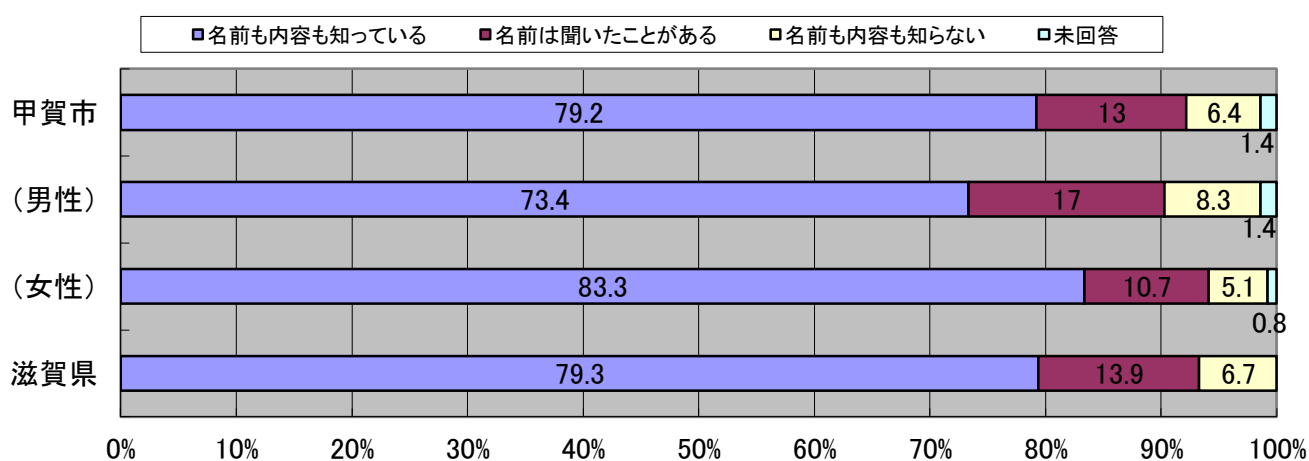
平成25年5月に実施した「甲賀市ドメスティック・バイオレンスに関する市民アンケート」(以下「市民アンケート」という。)より

(調査数2,000人、回収数782人、回収率39.1%)

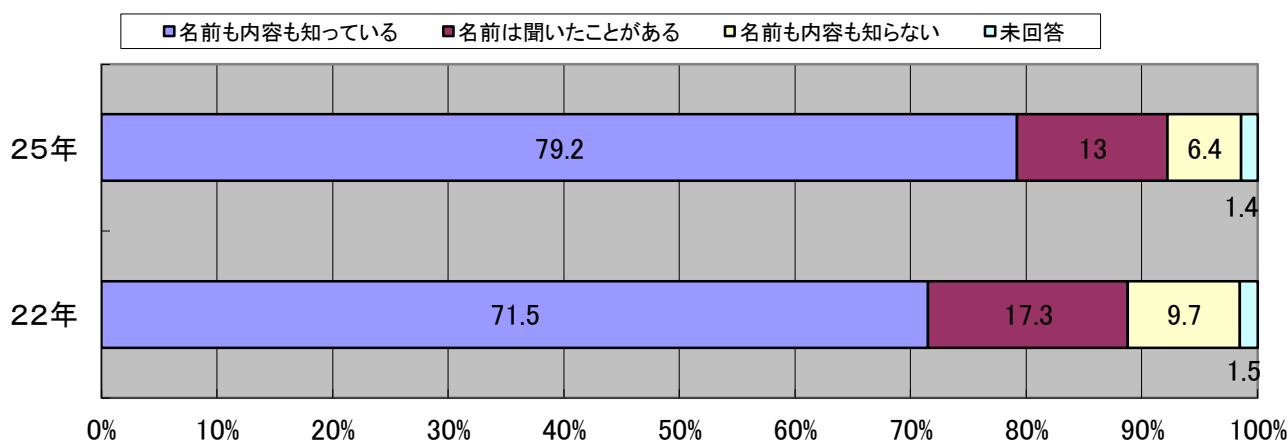
### (1) DV・デートDVの認知度

ドメスティック・バイオレンスについて、「名前も内容も知っている」79.2%と「名前は聞いたことがある」13%を合わせると92.2%となり、DVの認知度は全体の9割強で、平成22年の調査と比較すると3.4%増となりました。また、県の調査と比較すると、ほぼ同じ割合となっています。

図4 DVの認知度

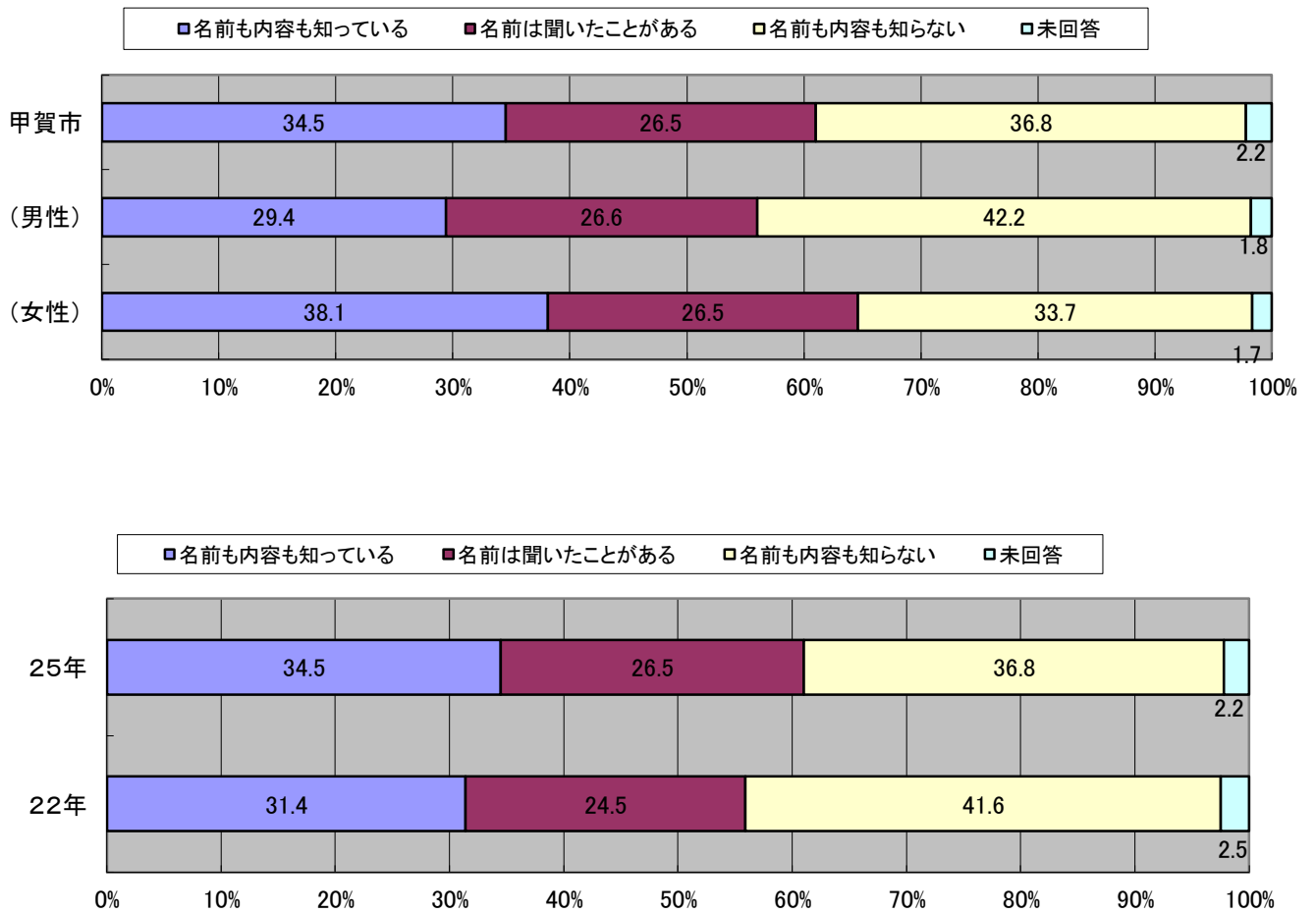


(県データは、平成21年度実施「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」より)



また、デートDVの認知度は、「名前も内容も知っている」34.5%、「名前は聞いたことがある」26.5%を合わせると61%であり、前回の55.9%より約5%増ではありますが、DV認知度に比べると、30%程度低くなっています。

図5 デートDVの認知度



## (2) DV被害の見聞きの経験

「これまでにDVの被害を見聞きしたことがある」との回答が24%あり、平成22年に行った前回のアンケートの31.2%を下回りました。これについては、男性の見聞きしたことがあるという回答が26.2%から13.8%に大きく下がったことによるものと考えられます。見聞きしたDV被害の内容は、図7のとおりとなっています。

図6 DV被害の見聞きの経験の有無

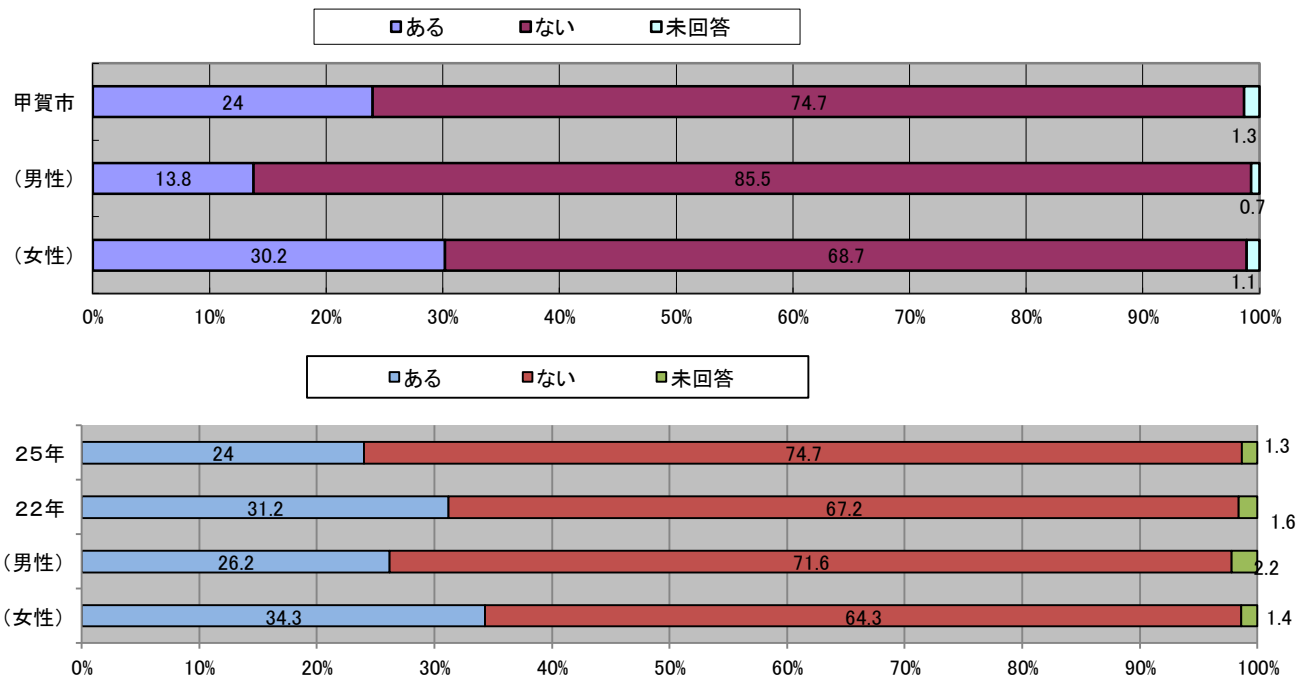
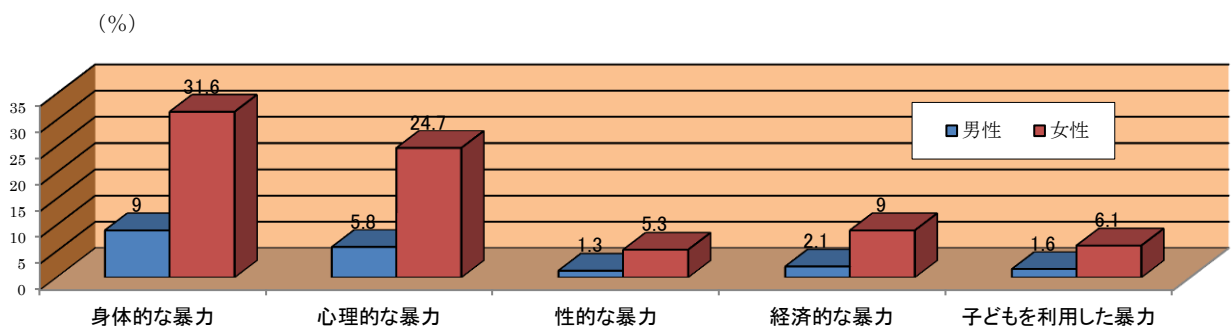
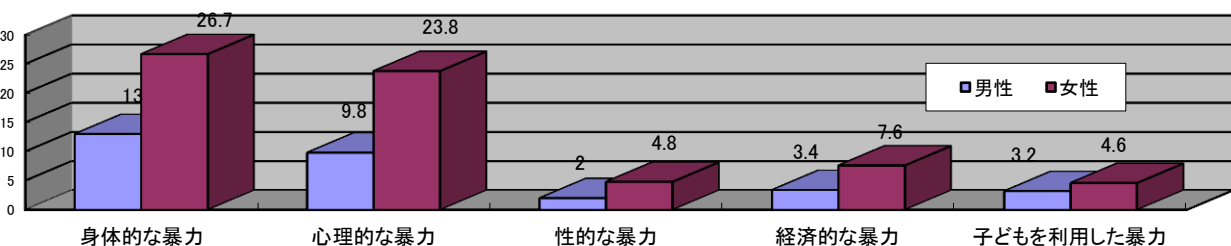


図7 見聞きしたDV被害の内容

平成25年



平成22年

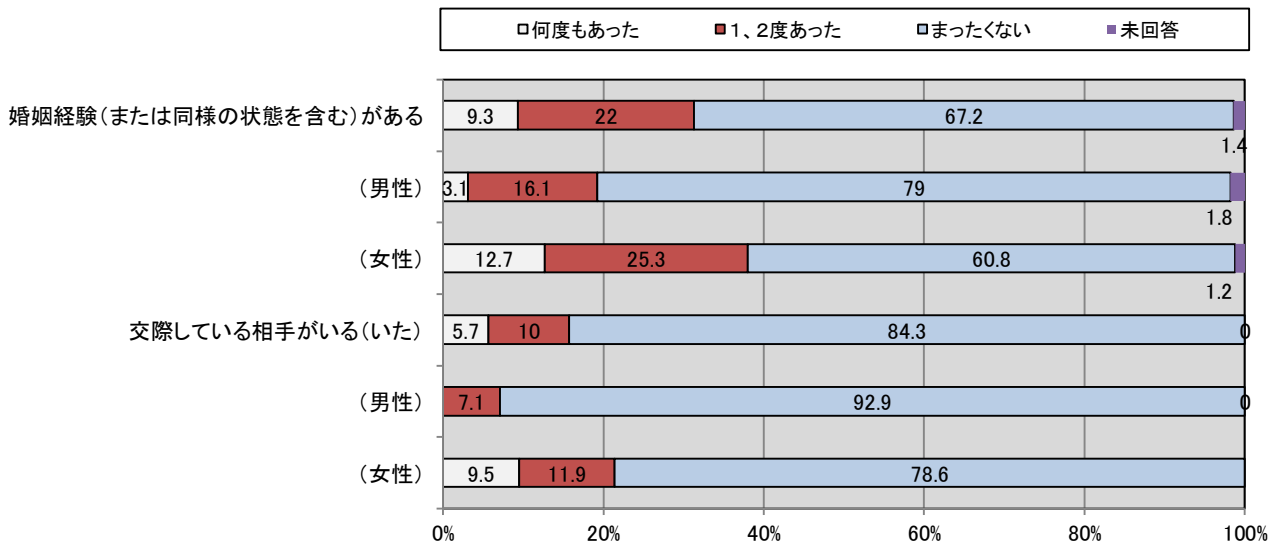


### (3) DV被害の状況

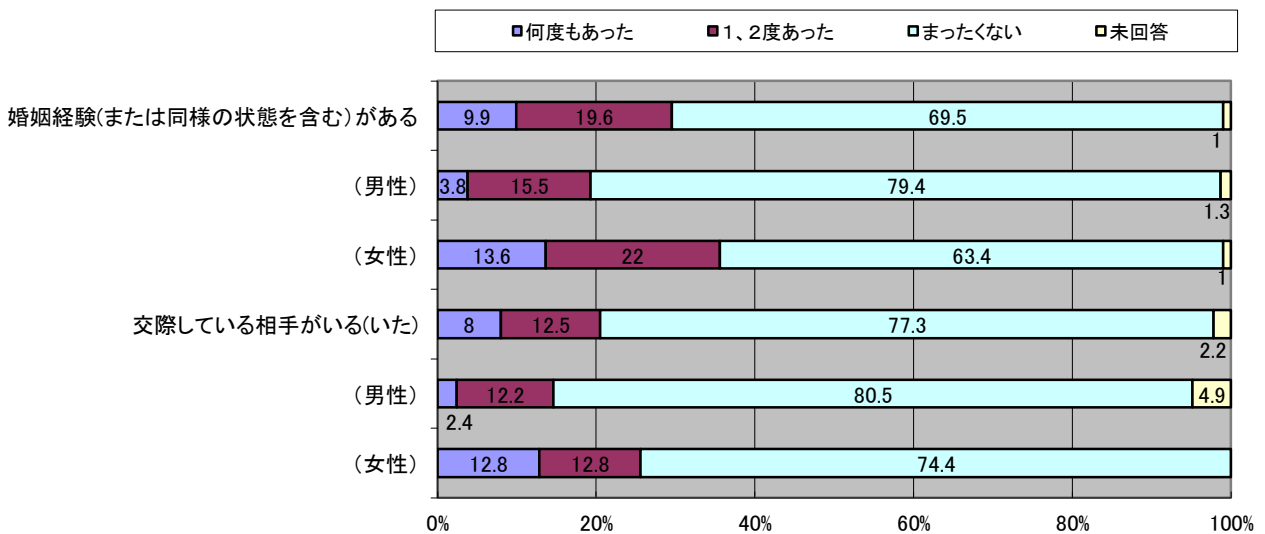
これまでに配偶者または交際相手（同様の関係にある方を含む。）から、DVの被害を受けたことがあるとの回答が、「婚姻経験（または同様の状態を含む）がある」の31.3%と、「婚姻経験はないが、交際している相手がいる（いた）」の15.7%あり、前回と比べると、配偶者からのDVは横ばいとなっています。これを男女別で見ると、女性からが男性の2倍となっています。

図8 DV被害の状況

平成25年



平成22年



実際に何らかの被害にあった経験があると回答した実人数（複数回答あり）は下表のとおりでした。平成22年と比較すると心理的な暴力と経済的な暴力は1.3倍強増えています。被害内容に関わらず、男性の被害者が減っているのに対し、女性の被害者は増えています。

表1 DV被害の状況

(平成25年)

(人)

	身体的な暴力		心理的な暴力		性的な暴力		経済的な暴力		子どもを利用した暴力	
	何度もあった	1、2度あった	何度もあった	1、2度あった	何度もあった	1、2度あった	何度もあった	1、2度あった	何どもあった	1、2度あった
男性	2	17	5	29	3	3	3	7	0	5
女性	22	71	51	79	14	35	14	27	6	18

(平成22年)

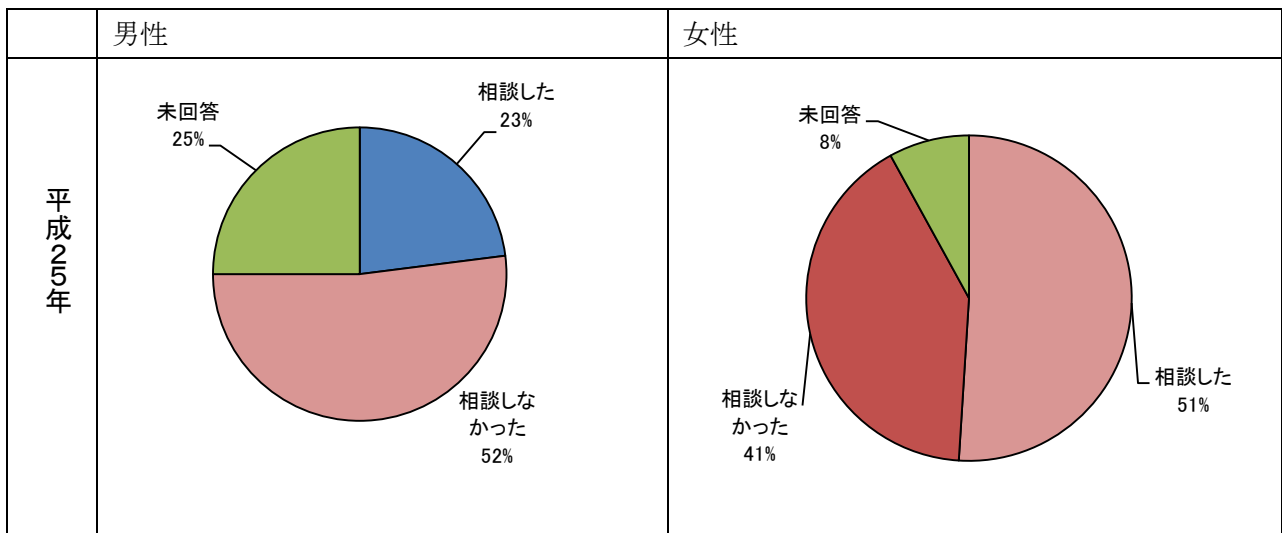
(人)

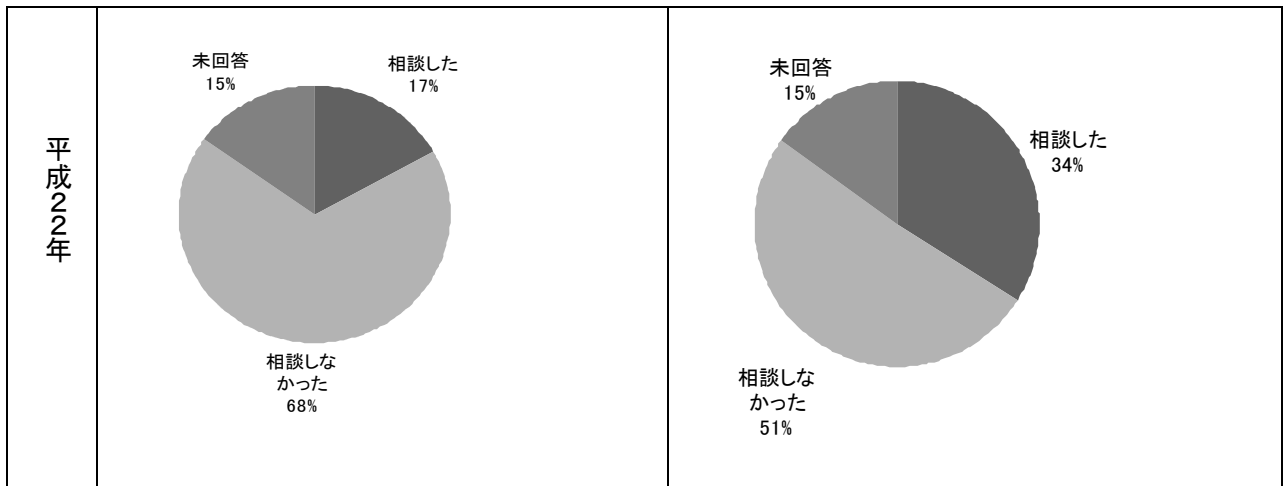
	身体的な暴力		心理的な暴力		性的な暴力		経済的な暴力		子どもを利用した暴力	
	何どもあった	1、2度あった	何どもあった	1、2度あった	何どもあった	1、2度あった	何どもあった	1、2度あった	何どもあった	1、2度あった
男性	3	30	7	33	3	9	1	5	2	4
女性	24	77	49	69	12	35	14	18	4	11

#### (4) DV被害に関する相談状況

何らかの被害を受けたことがある人のうち、どこか(だれか)に相談した人は、男性23%、女性51%となっており、前回より男性は1.4倍、女性は1.5倍に増えています。相談先は、「家族・親戚」、「友人・知人」がほとんどであり、公的機関等へ相談した経験のある人は5%程にとどまっているのは前回と同様です。

図9 DV被害の相談状況

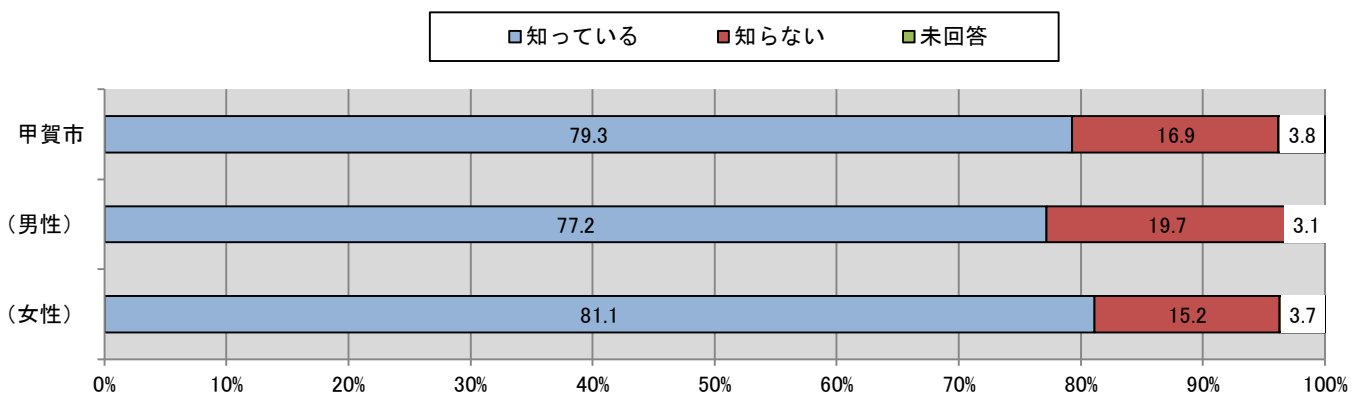




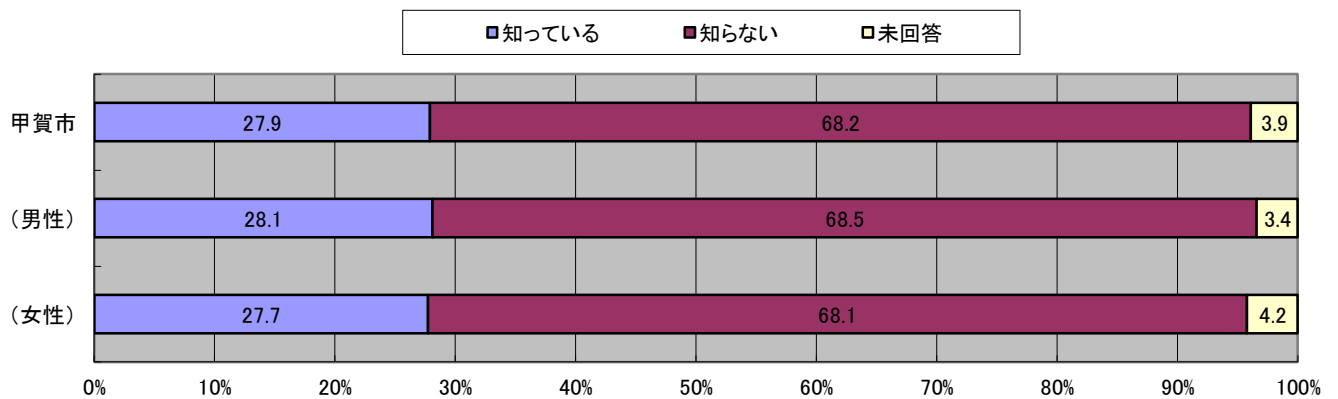
また、DVに関する相談窓口の認知度は高く、「相談窓口を知らない」と回答した人は16.9%と前回調査時68.2%に比べると、知らない人の占める割合は低くなっています。

図10 DV相談窓口の認知度

平成25年



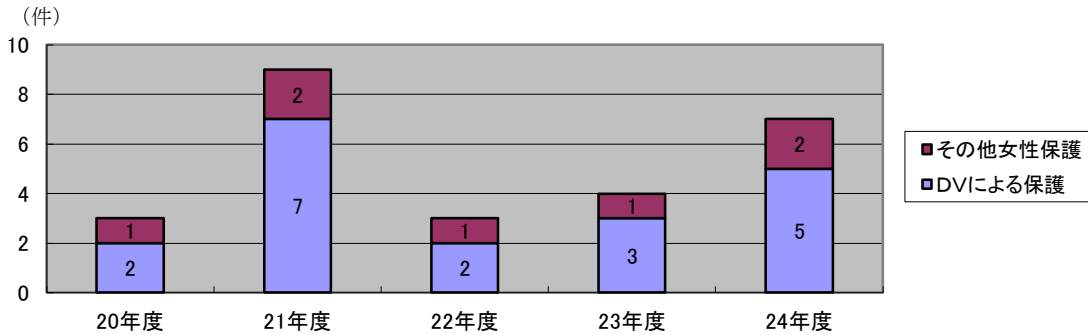
平成22年



## (5) 一時保護の状況

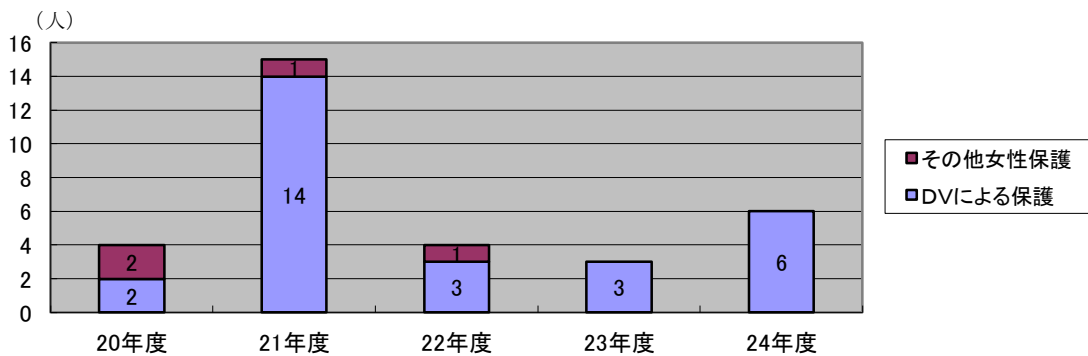
平成17年度以降、県で一時保護を行った者のうち、市内の保護件数および被害者が同伴した児童数は以下のとおりとなっています。

図11 一時保護件数（甲賀市）



(資料提供:中央子ども家庭相談センター)

図12 一時保護に被害者が同伴した子どもの人数（甲賀市）



(資料提供:中央子ども家庭相談センター)

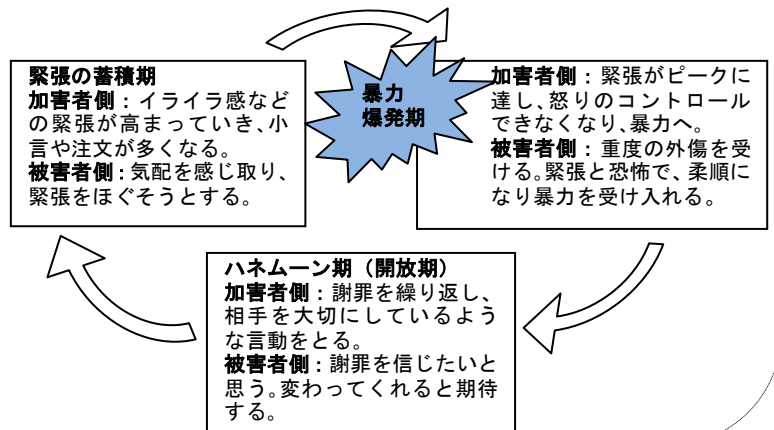
### 【参考】DV被害者が加害者から逃げられない理由

- ・繰り返される暴力によって、身体も心も傷つき、逃げる気力を失っている。
- ・逃げたら殺されるかも知れないという恐怖
- ・配偶者の収入がないと生活できないという経済的理由
- ・子どものために家庭を壊したくないという責任感

などがありますが、それ以前にその家庭が、被害者自身の生活の拠点でもあります。

### DVのサイクル（繰り返され、エスカレートする暴力）

DVには一定のサイクルがあり、暴力を振るい終わった後には比較的安定し、謝罪したりすることもあるので、被害者も加害者に対して「立ち直って欲しい」、「暴れている時が異常で本来は優しい人」と思ってしまいがちです。また暴力への恐怖という精神的な興奮状態と安定している時の優しさによる精神的な安定状態が交互に現れることにより、被害者にも精神的な依存の状態が発生しがちです。



## 第3章 基本計画

### 1 計画の基本的な考え方

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、被害者のみならず、養護する子ども等にも、時が経ち、環境が変わっても消し去ることが難しい心理的外傷を与えるなど深刻な影響を及ぼす行為であり、決して許されるものではありません。

この計画では、「甲賀市総合計画」に定めるまちづくりの理念のひとつである「互いの人権が尊重され、生活の安心感や生きがいをみんなで高めているまち」の実現に向け、DVが身近にある重大な人権侵害であることを市民一人ひとりが認識し、暴力を許さない社会の実現を目指します。

また、配偶者に限定せずデートDVを含むあらゆるDV被害者に対し、外国籍市民、高齢者、障がい者など個々の被害者の状況に配慮した中で、被害者の安全・安心の確保のための相談窓口の充実をはじめ、被害者の早期発見・早期支援に向け、県をはじめとする関係機関および市民一人ひとりや各種関係団体と連携、協働した取り組みを目指します。





## 2 施策の体系

### 重点目標

#### 基本目標Ⅰ

暴力を許さない社会づくりの推進

- ① DV防止のための啓発、広報事業の充実
- ② DV防止に向けた若年層への啓発、広報事業の充実
- ③ 子どもを取り巻く関係職員のスキルアップ

#### 基本目標Ⅱ

安心して相談できる体制づくり

- ④ 被害者の立場に立った相談窓口づくり
- ⑤ 外国籍市民・障がい者・高齢者相談窓口との連携
- ⑥ 関係外部機関との連携（県、男女共同参画センター、警察）

#### 基本目標Ⅲ

被害者の安全確保から自立に向けた支援

- ⑦ 緊急時に被害者の安全を第一とした支援
- ⑧ 関係機関と連携した就労支援
- ⑨ 関係機関と連携した住居の支援
- ⑩ 関係機関と連携した精神的支援
- ⑪ 同居する子どもの支援
- ⑫ ひとり親家庭の支援制度などをはじめとした経済支援

#### 基本目標Ⅳ

関係機関の連携強化

- ⑬ 庁内関係機関との情報共有
- ⑭ 外部機関との連携

### 3 基本目標および具体的施策の展開

#### 基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進

##### 現在の課題

- ◆どのような理由であっても、また、親密な間柄であっても、暴力は決して許されるものではないという意識づくりが必要です。
- ◆生活の場である地域や企業による見守りやDV防止の気運を高めていくことが必要です。
- ◆DVは、若年層の男女や結婚前の間にも起こっているため、学生等の早い時期から、人間関係のあり方についての正しい知識を身につけることが重要です。
- ◆子どもを取り巻く関係職員がDVに関する正しい知識を得ることで、DVの早期発見・未然防止につながることから、関係職員への研修が必要です。

具体的施策	担当課
<b>重点目標① DV防止のための啓発、広報事業の充実</b>	
・ DVに関する正しい理解と認識を図るための講演会・セミナーを実施します。	こども応援課 人権推進課
・ 広報紙やホームページなどを活用し、DVに関しての周知・啓発を行います。	こども応援課 人権推進課
・ 事業者や地域の団体等へ、啓発や出前講座 <sup>※9</sup> 、啓発用DVDなどの貸出を実施します。	こども応援課 商工政策課 人権推進課
<b>重点目標② DV防止に向けた若年層への啓発、広報事業の充実</b>	
・ 各学校において、人権尊重を基盤とし、男女平等や暴力を許さないという人権教育の充実を図ります。	学校教育課
・ デートDV防止のため、主に若者が集まるイベントや施設などで、パンフレットの配布やポスターを掲示し、人権尊重と暴力を許さないという予防啓発を実施します。	こども応援課 社会教育課 人権推進課
<b>重点目標③ 子どもを取り巻く関係職員のスキルアップ</b>	
・ 保育士、教職員、保健師等子どもを取り巻く関係職員を対象に、DVに関する啓発・研修を実施し、DV・児童虐待への気づき、支援に努めます。	こども応援課 人権推進課 職員課 こども未来課 学校教育課

##### ● 数値目標

■ DVの認知度	92.2% (平成25年5月) → 95.0% (平成31年度)
■ デートDVの認知度	61.0% (平成25年5月) → 80.0% (平成31年度)

<sup>※9</sup> 出前講座：市民と行政が対話し、信頼関係を深め、市民との協働のまちづくりを進めることを目的に実施。10人以上の市民で構成する団体等からの希望に応じ、市職員が出向き、希望のあった内容に関する説明を行います。

## 基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

### 現在の課題

- ◆被害者にとって身近な市の相談窓口（福祉事務所<sup>※10</sup>）に、安心して相談できる体制の整備を行う必要があります。
- ◆担当者による二次的被害<sup>※11</sup>防止するための研修が重要です。
- ◆外国籍市民、高齢者、障がい者など、個々の被害者の状況に配慮した支援の充実に努める必要があります。
- ◆被害者の保護を図るためには、第三者からの通報（相談）も重要であることから、相談窓口だけではなく、通報先（配偶者暴力相談支援センター・警察）等と連携・協働することが必要です。

具体的施策	担当課
<b>重点目標④ 被害者の立場に立った相談窓口づくり</b>	
・ 担当者による二次的被害を防止するため、関係機関の職員に二次的被害の防止と適切に対応するための研修を実施し、支援者を育成します。	こども応援課 人権推進課
・ 被害者に対し、適切な情報提供ができるよう、必要と思われる情報収集に努めます。	こども応援課 人権推進課
・ 被害者が安心して相談できる体制の整備を行います。	こども応援課 人権推進課
・ 市民からの通報の意義と必要性や相談機関、通報先等を広く市民に周知します。	こども応援課 人権推進課
<b>重点目標⑤ 外国人、障がい者、高齢者相談窓口との連携</b>	
・ 外国籍市民の相談、支援のための通訳の確保と関係機関との連携に努めます。	こども応援課 生活環境課 地域コミュニティ推進室 人権推進課
・ 高齢者・障がい者の被害者については、被害者の状況に応じた適切な支援を行えるよう高齢者支援担当、障がい者支援担当と連携して支援を行います。	こども応援課 長寿福祉課 自立支援課 人権推進課
<b>重点目標⑥ 関係外部機関との連携（県、男女共同参画センター、警察）</b>	
・ 中央子ども家庭相談センター、男女共同参画センター、警察と連携・協力することで、被害者の早期発見に努めます。	こども応援課 人権推進課

### ●数値目標

■ 相談窓口の認知度	79.3%（平成25年5月） → 90.0%（平成31年度）
■ 相談利用者の増加	現状の相談数よりも増加

※10 **福祉事務所**：社会福祉法に基づく社会福祉行政の現業を担う機関。本市では、健康福祉部がその役割を担っています。

※11 **二次的被害**：配偶者等からの暴力により心身ともに傷ついた被害者が、保護、捜査、裁判等の過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない職務関係者の不適切な言動で、さらに傷つくこと。

## 基本目標Ⅲ 被害者の安全確保から自立に向けた支援

### 現在の課題

- ◆被害者の安全が十分に確保できる体制の充実や、夜間・休日等の緊急時に対応できるよう警察や子ども家庭相談センターとの連携強化が必要です。
- ◆被害者の個々の状況に応じて、各制度の情報提供や利用に関する助言が適切に行える体制を整備し、被害者本人の自己決定が尊重され、本人の持っている力を発揮できるよう、被害者が自立した生活が送れるような支援が迅速かつ柔軟に行われる必要があります。
- ◆被害者が自立した生活を送るためには、住宅の確保、就労支援をはじめとした経済的基盤の確立、子どもへの支援や公的扶助・ひとり親家庭に対する支援制度の活用など、自立に向けた支援が必要です。
- ◆「児童虐待の防止等に関する法律」では、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力も「児童虐待」として定義されています。また、DVがある家庭の子どもは、心理的虐待だけでなく、父または母から直接身体的な暴力を受けている例が多く見られます。子どもに対して、適切な保護、支援ができるよう関係機関の連携した取り組みが必要です。

具体的施策	担当課
<b>重点目標⑦ 緊急時に被害者の安全を第一とした支援</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者が保護を求めてきた際は、必要に応じて被害者と同伴家族の一時保護依頼を行い、入所までの間、警察等と連携を取りながら、安全の確保および同行支援を行います。</li> </ul>	こども応援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夜間や休日等に緊急に保護が必要となった場合に、スムーズに保護につながるように警察や子ども家庭相談センター等の関係機関との連携を図ります。</li> </ul>	こども応援課
<b>重点目標⑧ 関係機関と連携した就労支援</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハローワークと連携して、母子自立支援員や就労相談員による就業等の支援を行います。</li> </ul>	こども応援課 社会福祉課
<b>重点目標⑨ 関係機関と連携した住居の支援</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県営住宅・市営住宅等の入居者募集の情報提供を行います。また、市営住宅の優先入居<sup>※13</sup>の対象としての取り扱いを行なうことで、被害者の居住の安定を図ります。</li> </ul>	住宅建築課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じ、市営住宅の目的外使用制度<sup>※14</sup>を活用し、被害者の自立支援に努めます。</li> </ul>	住宅建築課
<b>重点目標⑩ 関係機関と連携した精神的支援</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心身の健康面での支援が必要な場合は、保健所・保健センター等と連携して継続支援に努めます。</li> </ul>	こども応援課 健康推進課 自立支援課

重点目標⑪ 同居する子どもの支援	
・ 転出入や転居の際に、学校・幼稚園・保育園等と連携して、被害者や子どもに適切な対応と支援を実施します。	こども未来課 学校教育課
・ 保育園や放課後児童クラブへの柔軟な受け入れができるよう関係機関との連携を図ります。	こども応援課 こども未来課
・ 心のケアが必要な児童について、学校等で個別支援が受けられるよう関係機関と連携を図ります。	こども応援課 学校教育課 こども未来課
・ 被害者と子どもの適切な保護ができるよう要保護児童対策地域協議会 <sup>※15</sup> を活用し、関係機関との連携支援に努めます。	こども応援課
・ 被害者と同居する子どもに関して、関係機関と連携し、継続した子育て支援の実施に努めます。	こども応援課
・ DVによる児童虐待のおそれがある家庭や一時保護所を退所した家庭に対して、関係機関と連携し、見守り体制の構築に努めます。	こども応援課
重点目標⑫ ひとり親家庭の支援制度などをはじめとした経済支援	
・ 必要に応じ、生活保護制度の利用や母子生活支援施設の入所措置を行なうなど適切な保護を実施します。	社会福祉課
・ 健康保険、国民年金、児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭福祉関連制度等に関する申請援助、助言を行います。	こども応援課 保険年金課

※13 優先入居：募集住宅に対し、複数の申込みがあった場合、「住宅困窮の度合の分類表」に基づき、順位を決め、入居者を決めます。同順位の方が、複数ある場合は公開抽選を行います。市における優先入居者は、「20歳未満の子を扶養しているひとり親世帯」、「老人」、「心身障がい者」、「DV被害者」、「引揚者」、「炭鉱離職者」です。

※14 目的外使用制度：期限を定めて公営住宅の空室に入居できる制度。ただし、国へ目的外使用申請をし、許可を受けることが前提となります。

※15 要保護児童対策地域協議会：児童福祉法第25条の2に規定されている法定協議会で、福祉、保健、医療、教育、警察など関係機関がチームとなって児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、保護、支援の内容に関する協議・調整を行なう機関。本市では、「甲賀市子ども家庭支援ネットワーク協議会」がその役割を担っています。

## 基本目標Ⅳ 関係機関の連携強化

### 現在の課題

- ◆DV被害の相談内容も多様化の傾向にあり、あらゆるDV被害者に配慮した相談、被害者の安全・安心の確保をはじめ、被害者の早期発見・早期支援のため、県をはじめとする関係機関および市民一人ひとりや各種関係団体と連携、協働して、DV防止と被害者支援の施策の推進に努める必要があります。
- ◆DVに早期発見・早期支援のために、庁内関係機関での情報共有が必要です。
- ◆DVの防止やDV被害者の安全確保、自立のための支援を行うことは、本市だけでできることではありません。関連機関との適切な役割分担や連携が必要です。

具体的施策	担当課
<b>重点目標⑬ 庁内関係機関との情報共有</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DV被害者の適切な支援を行なうため、庁内関係機関との情報共有・連携支援に努めます。</li> </ul>	こども応援課 人権推進課 長寿福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「甲賀市DV対策支援連絡会議(仮称)」にて、計画の進捗状況の管理を行い、DV防止と被害者の保護のための施策の実施の推進に努めます。</li> </ul>	庁内検討 委員
<b>重点目標⑭ 外部機関との連携</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者の発見・通報に関して医療機関との連携を図ります。相談機関の情報提供を円滑に行っていただけるように、医療機関にパンフレット等の配付を行います。</li> </ul>	こども応援課 健康推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本基本計画の進捗状況について、外部関係機関に報告をし、DV防止と被害者の保護のための施策の実施の推進に努めます。</li> </ul>	策定委員

## 第4章 計画の推進に向けて

DVについては、これまで、夫婦間や家庭内の問題として、長い間潜在化し、放置されてきた経緯があります。平成13年4月にDV防止法が制定された後、DV被害者の支援およびDV防止の取り組みは、少しずつ進んでいるものの、まだまだ十分とは言える状況ではありません。

本計画は、滋賀県基本計画の策定期間および中長期的な視点をふまえたうえで、平成26年度から平成31年度までの6年間の計画を定めたものです。

計画の推進にあたっては、市が主体となりながら、県をはじめとする関係機関および市民一人ひとりや各種関係団体が連携し、協働して、取り組んでいくことが重要となります。

また、本計画の進捗状況の管理と評価は、庁内関係機関や関係外部機関で構成する会議で行い、暴力のない社会実現のために施策を推進していきます。



# 參考資料

---



○甲賀市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定委員会設置要綱

平成22年2月1日

告示第3号

改正 平成25年10月1日告示第79号

(設置)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3に基づき、市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する「甲賀市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（仮称）」（以下「計画」という。）を策定するため、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の推進に必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 民生委員児童委員
- (2) 医療機関
- (3) 人権擁護委員
- (4) 甲賀警察署
- (5) 中央子ども家庭相談センター
- (6) 甲賀・湖南人権センター
- (7) 母子寡婦福祉団体
- (8) 男女共同参画を推進する団体
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、会議において、必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、又は他の方法で意見及び説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会において他の委員から開示され、又は知り得た情報を委員会の承諾なしに第三者に開示してはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(部会の設置)

第8条 委員会は、第2条に規定する所掌事務について、調査、研究及び検討を行うため、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部こども応援課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

3 この告示の施行後、最初に行われる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則 (平成25年告示第79号)

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

## 策定経緯

年月日	項目	内容
平成25年 3月12日	第1回甲賀市配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画策定委員会 (以下「策定委員会」)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員長・副委員長の選出について</li> <li>・ DVの現状と課題・DV防止にかかる最近の動きについて</li> <li>・ 平成24年度進捗状況報告</li> <li>・ 基本計画の改定について</li> <li>・ 市民アンケート調査の実施について</li> </ul>
5月	ドメスティック・バイオレンスに関する市民アンケート調査 実施	調査数 2,000 人 回収数 782 人 回収率 39.1 %
8月30日	第1回甲賀市配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画策定委員会 庁内検討会 (以下「庁内検討会」)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画改定にかかる背景について</li> <li>・ 市民アンケート調査結果報告</li> <li>・ 今までの取組状況の評価および課題について</li> </ul>
9月18日	第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民アンケート調査 結果報告</li> <li>・ 計画改定内容について</li> </ul>
10月30日	第2回 庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本計画案について</li> <li>・ パブリックコメントの実施について</li> </ul>
11月13日	第3回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本計画案について</li> <li>・ パブリックコメントの実施について</li> </ul>
平成26年 1月6日～ 2月4日	パブリックコメント(意見募集)実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市ホームページ および こども応援課で公開</li> </ul> 意見提出なし
平成26年 2月26日	第4回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成25年度進捗状況報告</li> <li>・ 基本計画案について</li> </ul>
3月	計画改訂・公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本計画の確定</li> </ul>

○ 策定委員会委員

◎ 委員長、○ 副委員長 敬称略

区 分	委 員	所属など
民生委員児童委員	増山 久美子	民生委員児童委員代表(～平成 25 年 11 月)
民生委員児童委員	渡邊 満栄	民生委員児童委員代表(平成 25 年 12 月～)
医療機関	芳尾 邦子	公立甲賀病院 看護局長
人権擁護委員	◎西村 泰雄	甲賀人権擁護委員協議会代表
甲賀警察署	小村 勝哉	甲賀警察署 生活安全課長
中央子ども家庭相談センター	岩田 俊幸	中央子ども家庭相談センター 主任専門員
甲賀・湖南人権センター	西川 嘉	甲賀・湖南人権センター所長
母子寡婦福祉団体	○立岡 裕子	母子福祉のぞみ会
男女共同参画を推進する団体	福西美知子	男女共同参画のまちづくり懇話会
その他市長が適当と認める者	西野 博	健康福祉部次長(家庭児童相談室長)
	福井 喜伸	市民環境部次長

オブザーバー	中央子ども家庭相談センター(女性相談員) 大津地方法務局甲賀支局、甲賀健康福祉事務所 他
--------	---

○ 庁内検討会メンバー

区 分	職 名
策定委員会委員	健康福祉部次長(家庭児童相談室長)
	市民環境部次長
その他関係部署	学校教育課
	長寿福祉課
	保険年金課
	市民課
	生活環境課
	人権推進課
	住宅建築課
	自立支援課
	健康推進課
	危機管理課

## 相談窓口

区 分	名称・連絡先	備 考
配偶者暴力 相談支援セ ンター	中央子ども家庭相談センター TEL 077-564-7867	【電話相談】 毎 日 8:30～22:00 【来所相談】(要予約) 月～金 9:15～16:00 (祝日・年末年始は休み)
	彦根子ども家庭相談センター TEL 0749-24-3741	【電話相談】 月～金 8:30～17:15 【来所相談】(要予約) 月～金 9:15～16:00 (いずれも、祝日・年末年始は休み)
	男女共同参画センター TEL 0748-37-8739	【総合相談】電話・面接(面接は要予約) 火～水、金～日 9:00～12:00、13:00～17:00 木 9:00～12:00、17:00～20:30 (祝日の翌日・年末年始は休み)
警 察	甲賀警察署 生活安全課 TEL 0748-62-4155	緊急時は、「110番」
	県民の声 110 番 TEL 077-525-0110	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は休み)
市	こども応援課 (家庭児童相談室) TEL 0748-65-0660	電話・来所相談 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は休み)
	人権推進課 (男女の悩みごと相談) TEL 0748-65-0751	電話・来所相談(来所の場合は、要予約) 月・水・金 9:00～16:00 (祝日・年末年始は休み)

配偶者からの暴力被害者支援情報(内閣府男女共同参画局ホームページより)

<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>

甲賀市 ドメスティック・バイオレンスに  
関する市民アンケート調査  
報告書

平成 25 年 9 月

甲賀市

## 目次

I 調査の概要	2
II 調査結果	3
1 回答者の属性	3
(1) 性別	3
(2) 年齢	3
(3) 婚姻経験	4
2 DV・デートDVについての認知度	5
(1) DVについての認知度	5
(2) デートDVについての認知度	6
3 DV被害の見聞きの経験	7
(1) DV被害の見聞きの経験の有無	7
(2) 見聞きしたDV被害の種類	8
4 DV被害の状況	9
5 DV被害に関する相談状況	12
(1) 相談機関	12
(2) 相談しなかった理由	13
6 DVに関する施策について	14
(1) 相談窓口の認知度	14
(2) DV防止のために必要な施策	15
III アンケート調査票	

# I 調査の概要

## 1 調査目的

配偶者からの暴力（以下「DV」という。）の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する市基本計画を改定するにあたり、本市におけるDVの認識度、被害状況の把握を行うと同時に被害者支援のあり方についての市民の意見を聴取し、計画改定の基礎資料とする。

## 2 調査方法

- (1) 調査対象 甲賀市内に住む20歳以上の男女の中から、無作為に2,000人を抽出
- (2) 調査実施方法 郵送による配布・回収
- (3) 調査時期 平成25年5月

## 3 回収状況

調査年月	平成25年5月	平成22年3月	差
調査数	2,000人	2,000人	
回収数	782人	825人	▲43
回収率	39.1%	41.3%	▲2.2



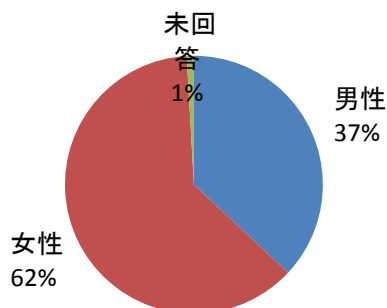
## II 調査結果

### 1 回答者の属性

#### (1) 性別

問1 あなたの性別について、どちらかに○をつけてください。

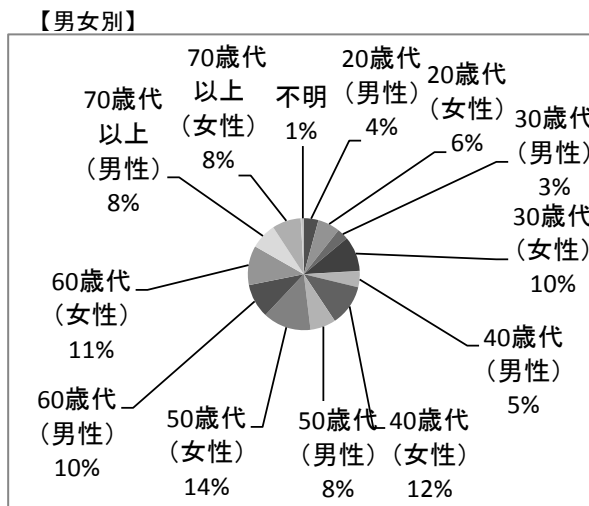
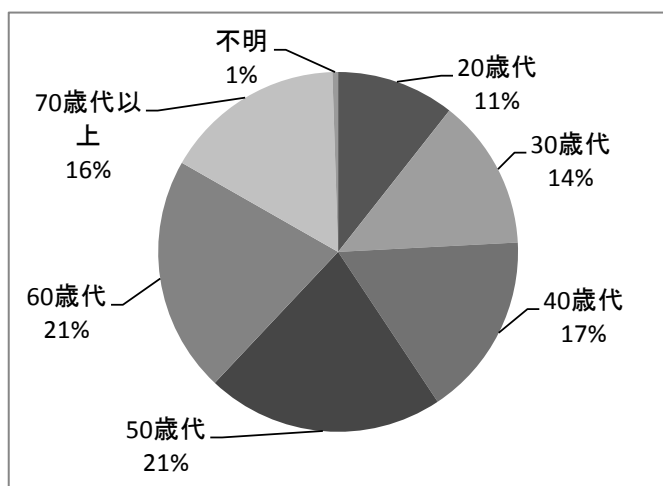
男性	289名
女性	486名
未回答	7名
合計	782名



#### (2) 年齢

問2 あなたの年齢について、あてはまる番号に○をつけてください。

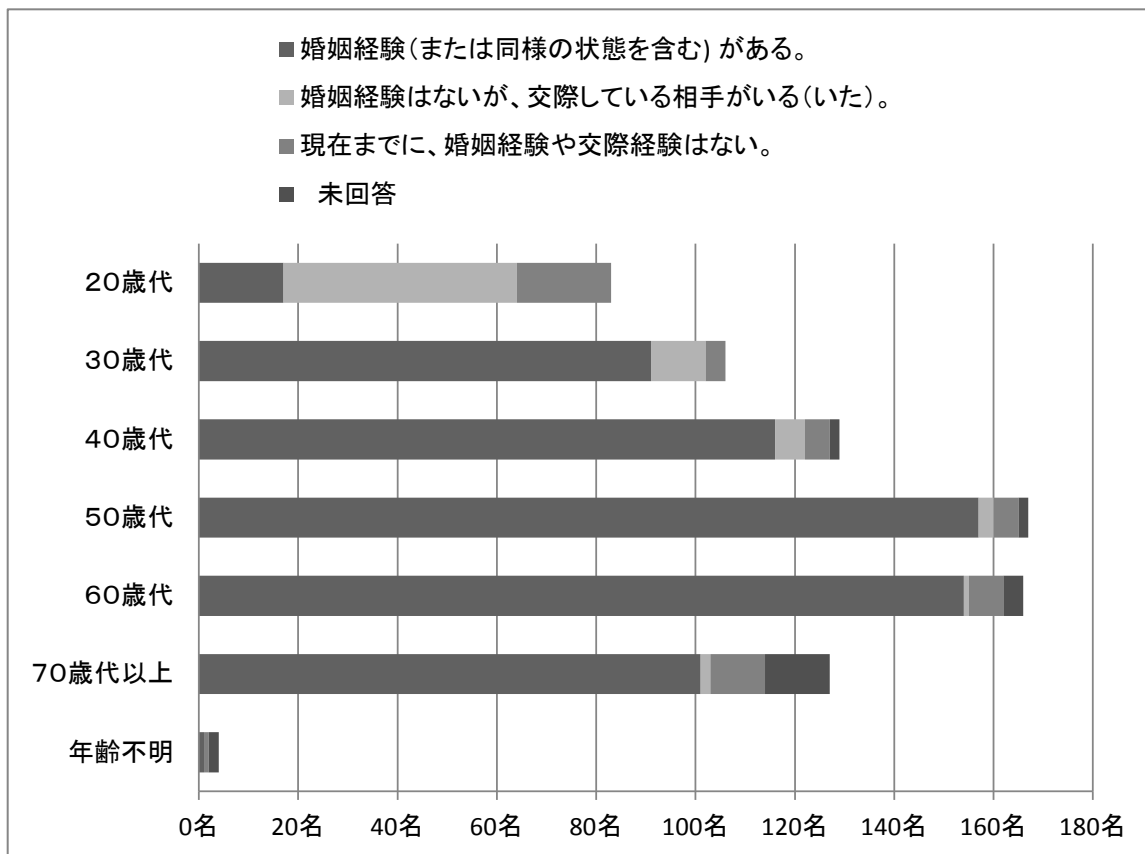
	回答者数	(うち男性)	(うち女性)	(うち不明)
20歳代	83名	(33名)	(50名)	(0名)
30歳代	106名	(26名)	(79名)	(1名)
40歳代	129名	(36名)	(93名)	(0名)
50歳代	167名	(58名)	(109名)	(0名)
60歳代	166名	(77名)	(89名)	(0名)
70歳代以上	127名	(59名)	(65名)	(3名)
不明	4名	(0名)	(1名)	(3名)
合計	782名	(289名)	(486名)	(7名)



(3) 婚姻経験

問7 あなたの婚姻経験（婚姻届は出していなくても同様の状態にある（あった）場合を含みます。）や交際経験について、あてはまる番号に○をつけてください。

		婚姻経験（または同様の状態を含む）がある。	婚姻経験はないが、交際している相手がいる（いた）。	現在までに、婚姻経験や交際経験はない。	未回答
20歳代	男性	1名	19名	13名	0名
	女性	16名	28名	6名	0名
30歳代	男性	18名	6名	2名	0名
	女性	72名	5名	2名	0名
	不明	1名	0名	0名	0名
40歳代	男性	30名	1名	3名	2名
	女性	86名	5名	2名	0名
50歳代	男性	54名	0名	3名	1名
	女性	103名	3名	2名	1名
60歳代	男性	71名	1名	5名	0名
	女性	83名	0名	2名	4名
70歳代以上	男性	50名	1名	5名	3名
	女性	50名	1名	5名	9名
	不明	1名	0名	1名	1名
年齢不明	男性	0名	0名	0名	0名
	女性	1名	0名	0名	0名
	不明	0名	0名	1名	2名
<b>合計</b>		<b>637名</b> (81.5%)	<b>70名</b> (9.0%)	<b>52名</b> (6.6%)	<b>23名</b> (2.9%)

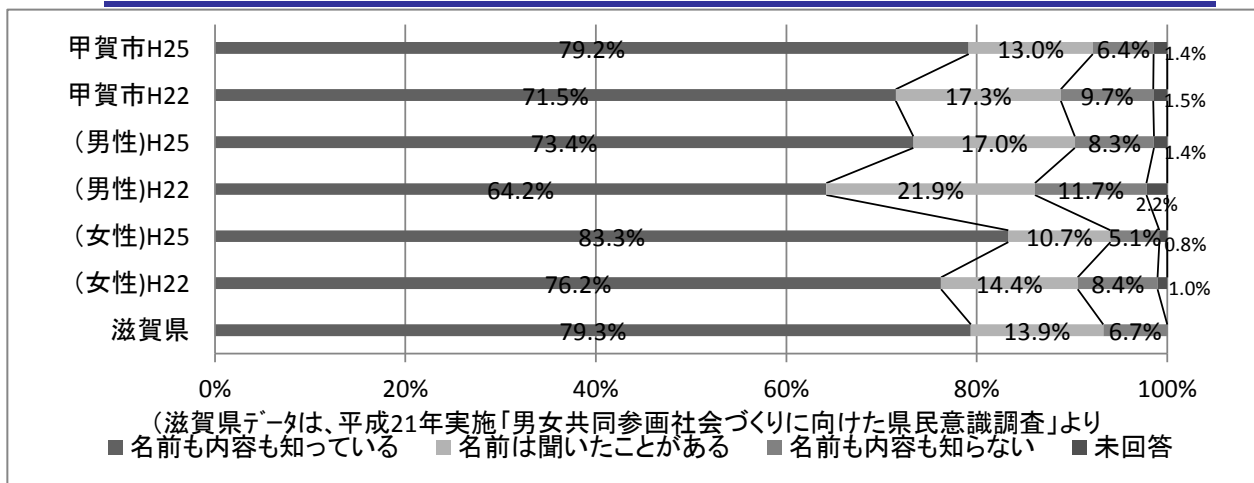


## 2 DV・デートDVについての認知度

### (1) DV についての認知度

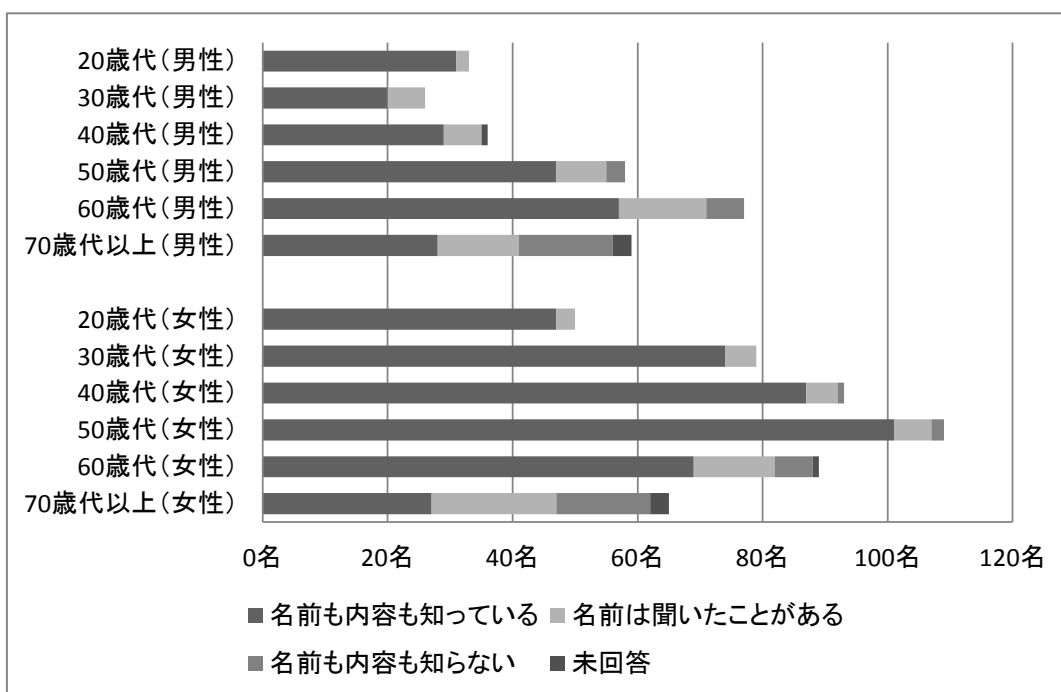
問3 あなたは、ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）について、どの程度知っていますか。あてはまる番号に○をつけてください。

	回答者数	(うち男性)	(うち女性)	(うち不明)
名前も内容も知っている	619名	(212名)	(405名)	(2名)
名前は聞いたことがある	102名	(49名)	(52名)	(1名)
名前も内容も知らない	50名	(24名)	(25名)	(1名)
未回答	11名	(4名)	(4名)	(3名)
<b>合計</b>	<b>782名</b>	<b>(289名)</b>	<b>(486名)</b>	<b>(7名)</b>



「ドメスティック・バイオレンス」の認知度は、年々、高まってきており、「名前も内容も知っている」79.2%と「名前は聞いたことがある」13.0%を合わせると92.2%となり、全体の9割強となっており、県の調査と比較しても同程度の傾向が見られます。

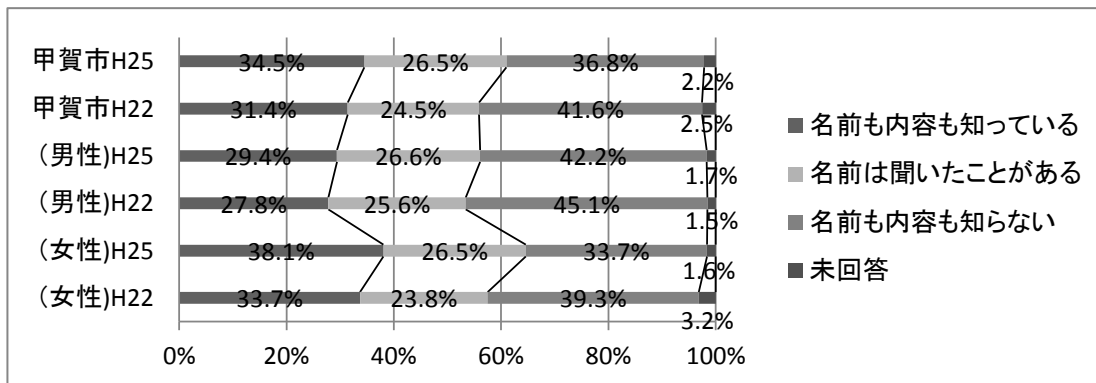
男女別では、女性の認知度の方が高くなっています。年齢別では、若い世代の認知度はかなり高く、20～50歳代を合わせた回答数では、男女共に「名前も内容も知らない」、「未回答」が、それぞれ3名以下となっています。



(2) デートDVについての認知度

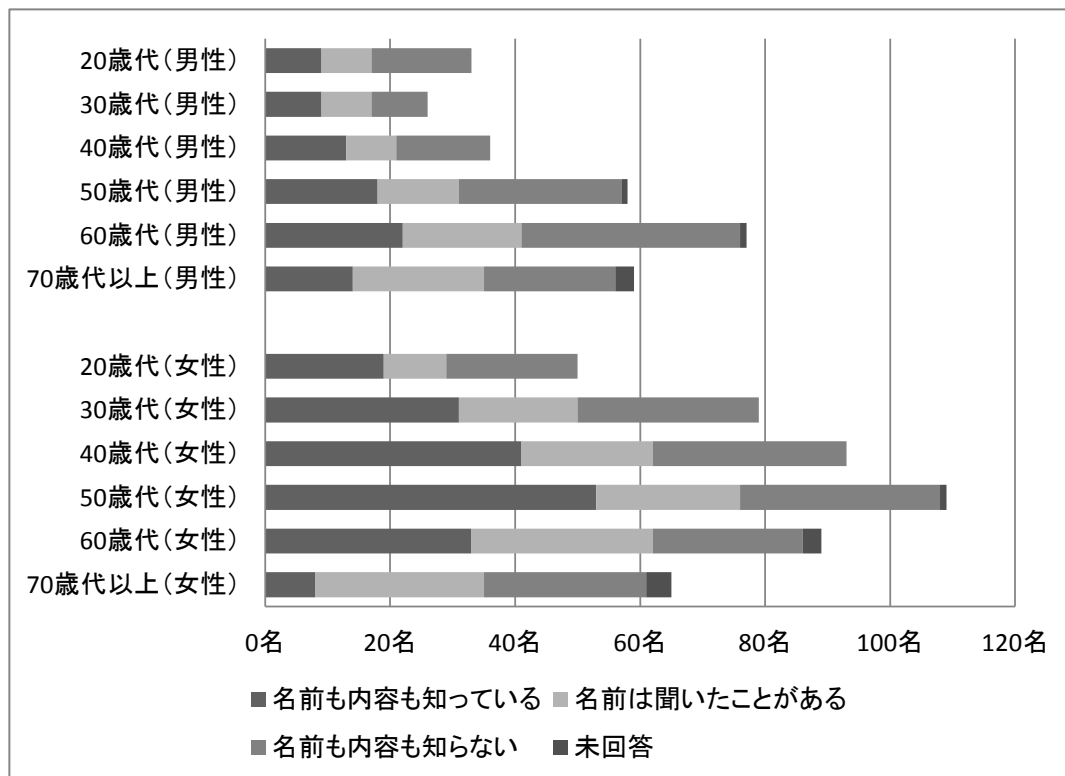
問4 あなたは、デートDVについて、どの程度知っていますか。あてはまる番号に○をつけてください。

	回答者数	(うち男性)	(うち女性)	(うち不明)
名前も内容も知っている	270名	(85名)	(185名)	(0名)
名前は聞いたことがある	207名	(77名)	(129名)	(1名)
名前も内容も知らない	288名	(122名)	(164名)	(2名)
未回答	17名	(5名)	(8名)	(4名)
<b>合計</b>	<b>782名</b>	<b>(289名)</b>	<b>(486名)</b>	<b>(7名)</b>



「デートDV」の認知度は、「名前も内容も知っている」34.5%と「名前は聞いたことがある」26.5%を合わせると61.0%となり、6割強となっています。

男女別では、「ドメスティック・バイオレンス」の認知度と同様、女性の認知度がやや高い傾向にあります。年齢別の認知度は、下表のとおりです。

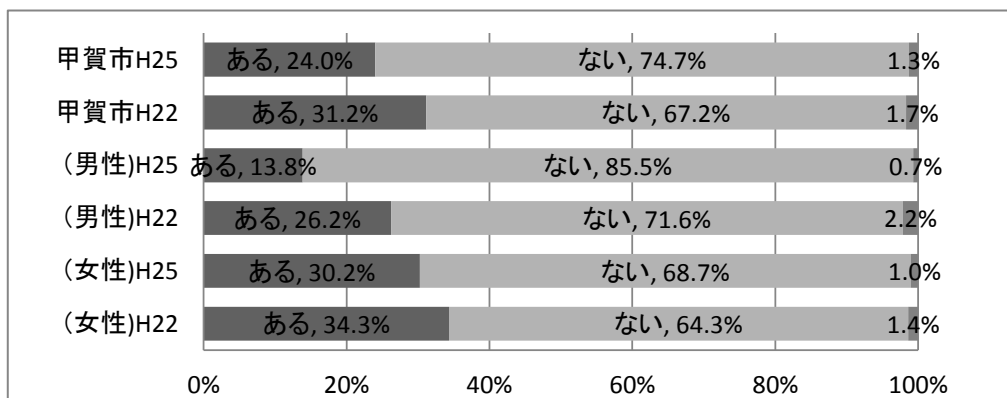


### 3 DV被害の見聞きの経験

#### (1) DV被害の見聞きの経験の有無

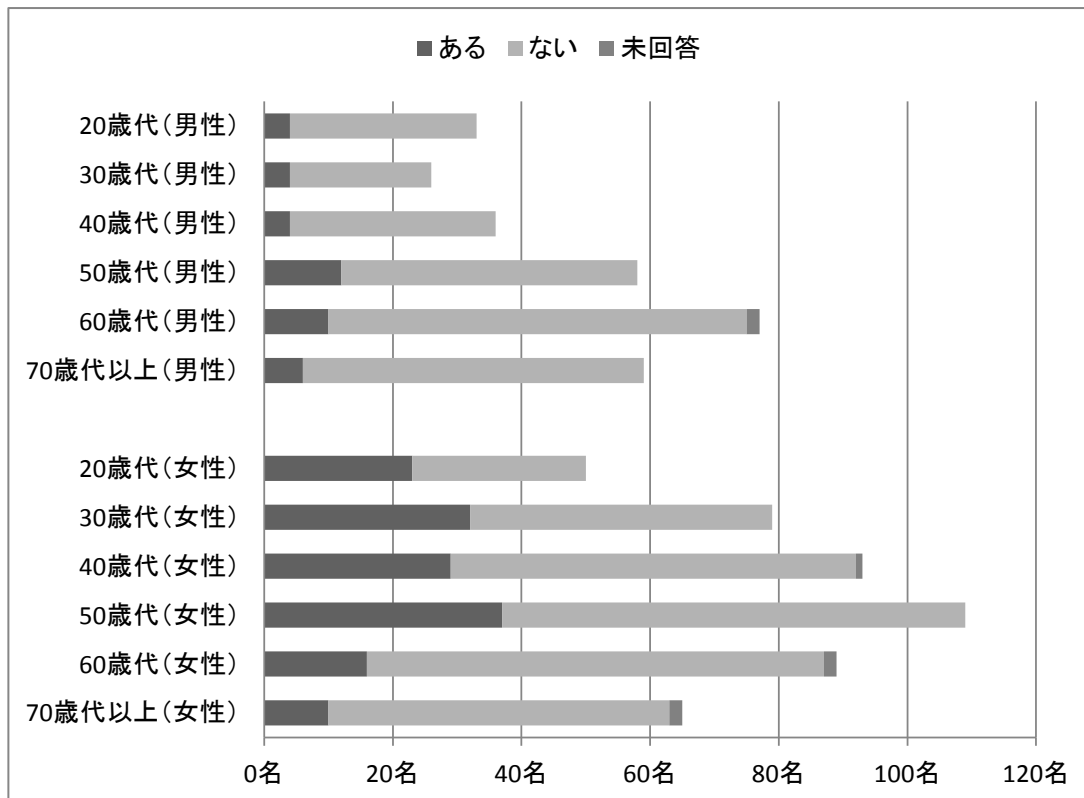
問5 あなたは、これまでにDVの被害を身近で見聞きしたことがありますか。どちらかに○をつけてください。

	回答者数	(うち男性)	(うち女性)	(うち不明)
ある	188名	(40名)	(147名)	(1名)
ない	584名	(247名)	(334名)	(3名)
未回答	10名	(2名)	(5名)	(3名)
合計	782名	(289名)	(486名)	(7名)



「DV被害の見聞きの経験の有無」については、「ある」が24.0%と、全体の2割半程度となっています。

男女別では、女性の方が高い傾向にあります。年齢別では、下表のとおりです。

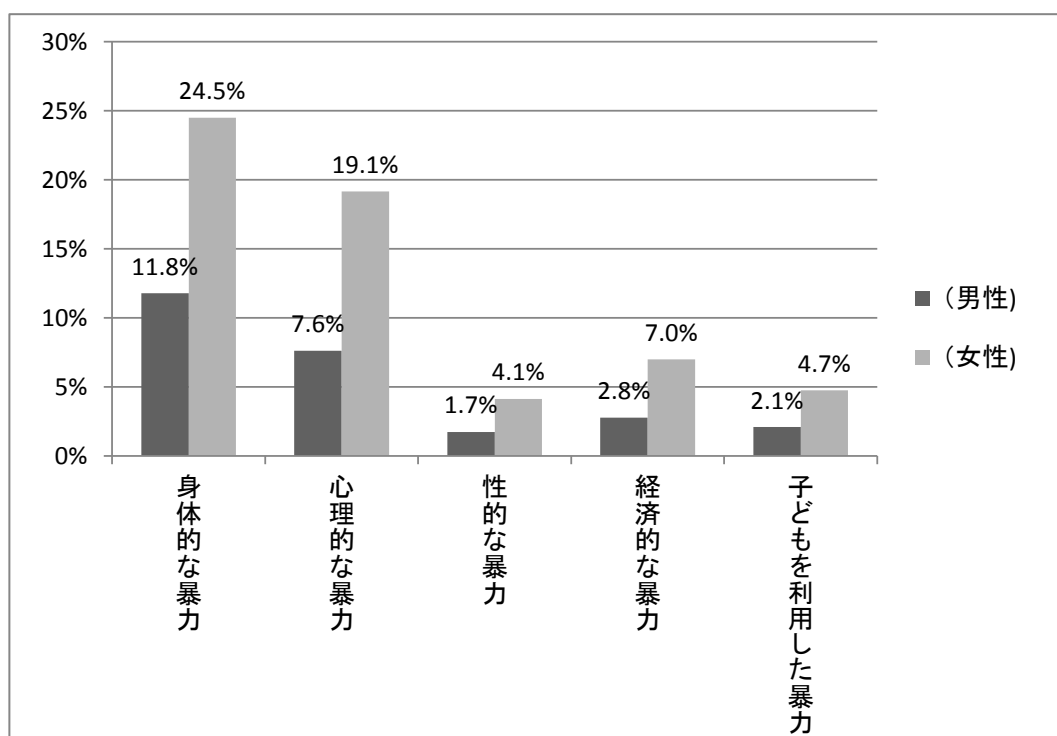


## (2) 見聞きしたDV被害の種類

問6 それは、どのような被害でしたか。あてはまる番号をすべて選んでください。

	回答者数	(うち男性)	(うち女性)
① 身体に対する暴力（殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなど）	153名	(34名)	(119名)
② 心理的な暴力（人格を否定するような暴言、「出て行け」「口答えするな」と怒鳴る、交友関係を細かく監視する、恐怖を感じるような脅迫を受けるなど）	115名	(22名)	(93名)
③ 性的な暴力（嫌がっているのに性的な行為を強要、避妊に協力しない、無理やりポルノビデオなどをみせるなど）	25名	(5名)	(20名)
④ 経済的な暴力（生活費を渡さない、お金の使途を細かくチェックする、仕事をさせないなど）	42名	(8名)	(34名)
⑤ 子どもを利用した暴力（子どもに暴力を見せる、「子どもに暴力を振るう」と脅す、子どもを虐待する、自分の言いたいことを子どもに言わせるなど）	29名	(6名)	(23名)
未回答	7名	(2名)	(5名)

見聞きしたDV被害の内容では、「身体的な暴力・心理的な暴力」は男性が見聞きした割合に比べて女性の見聞きした割合がかなり高くなっています。

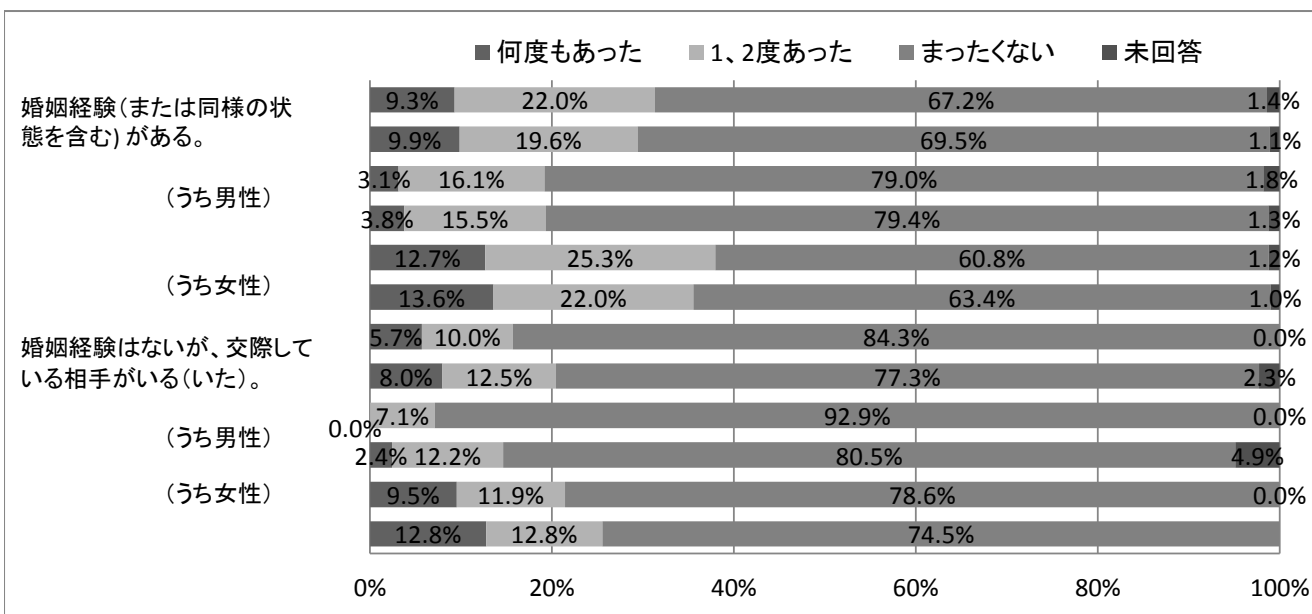


#### 4 DV被害の状況

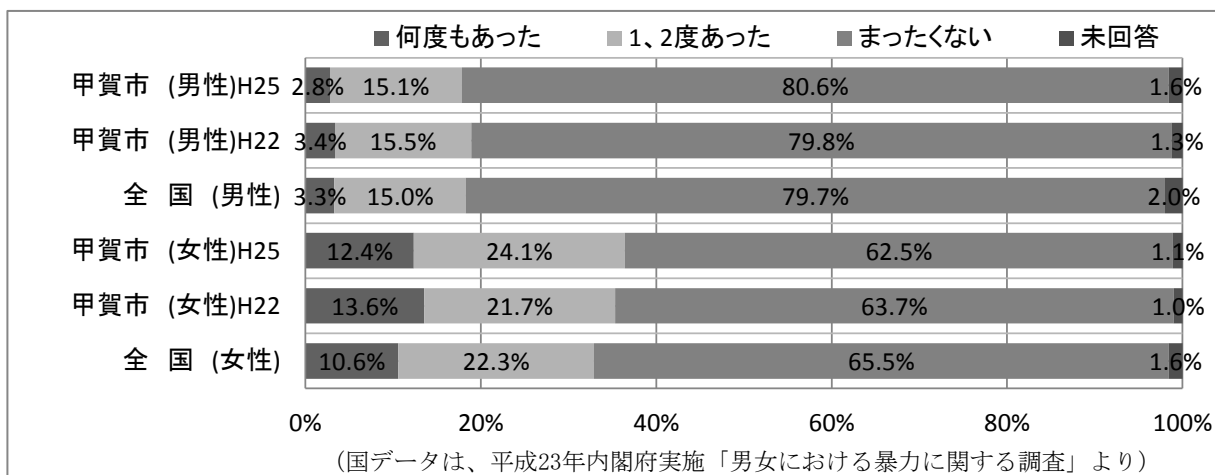
問8 あなたは、これまでに配偶者または交際相手（同様の関係にある方を含みます。）から、次のようなことをされたことがありますか。あてはまる番号に○をつけてください。

(全体数 705)

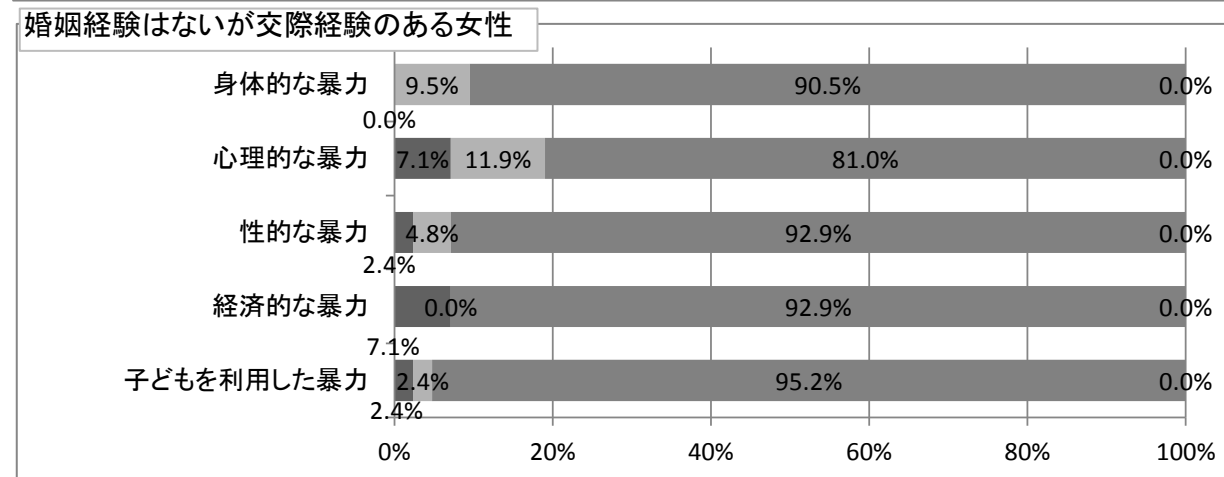
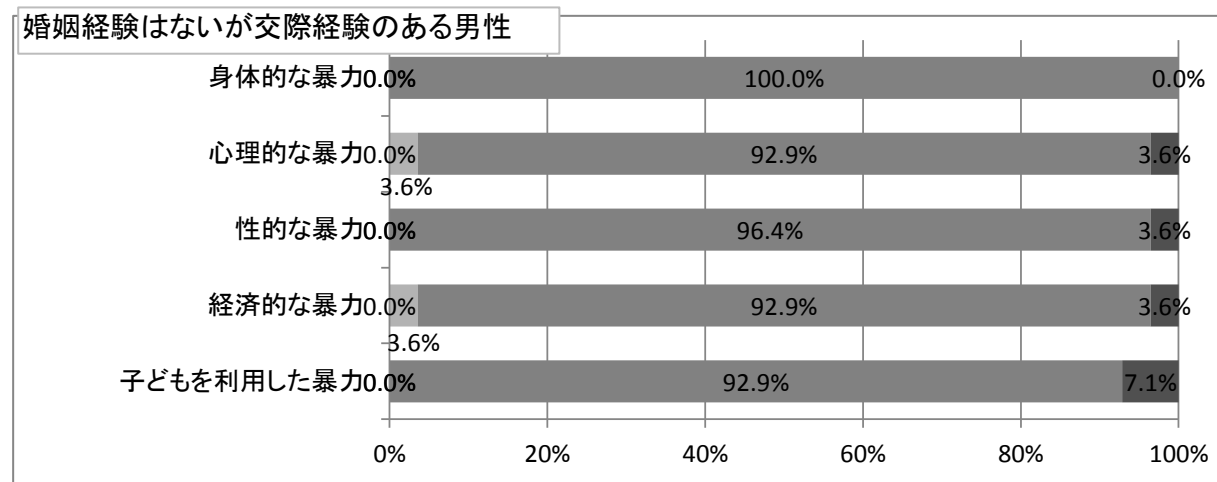
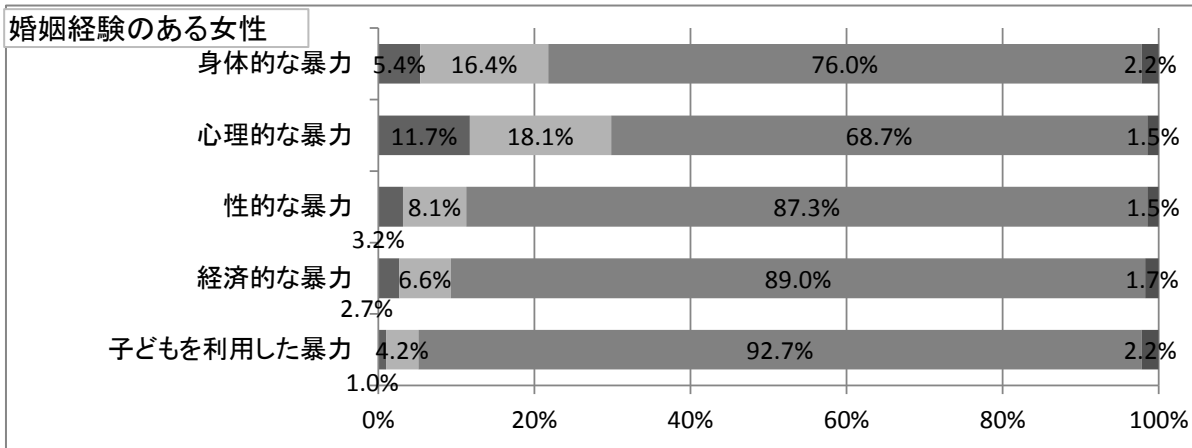
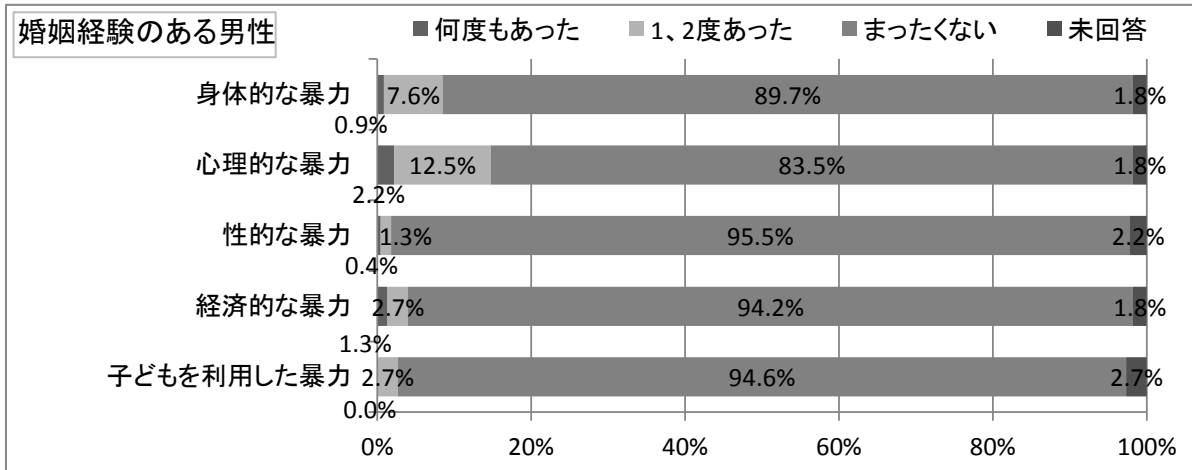
	何度もあった	1、2度あった	まったくない	未回答
婚姻経験（または同様の状態を含む）がある。	59名 (9.3%)	140名 (22.0%)	427名 (67.2%)	9名 (1.4%)
(うち男性)	(7名)	(36名)	(177名)	(4名)
(うち女性)	(52名)	(104名)	(250名)	(5名)
婚姻経験はないが、交際している相手がいる(いた)。	4名 (5.7%)	7名 (10.0%)	59名 (84.3%)	0名 (0.0%)
(うち男性)	(0名)	(2名)	(26名)	(0名)
(うち女性)	(4名)	(5名)	(33名)	(0名)
<b>合計</b>	<b>63名</b>	<b>147名</b>	<b>486名</b>	<b>9名</b>



婚姻経験のある人が「身体的な暴力」、「心理的な暴力」、「性的な暴力」のいずれかを1つでも受けたことがあるかどうかという内容の国の調査結果と比較すると、甲賀市の女性は国よりやや高い傾向が見られます。



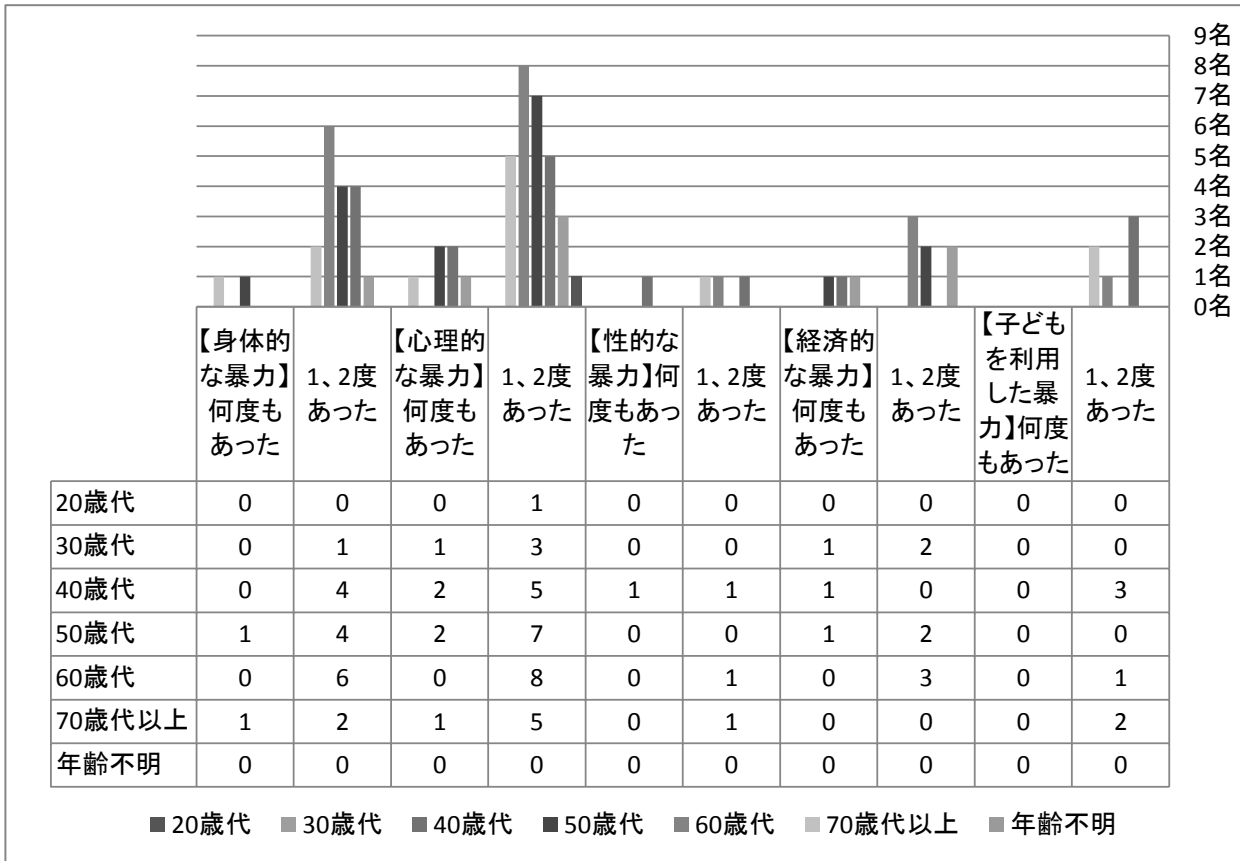
婚姻経験の有無及び男女別での「身体的な暴力」、「心理的な暴力」、「性的な暴力」、「経済的な暴力」、「子どもを利用した暴力」の被害を受けたことがある人の割合は以下のとおりです。



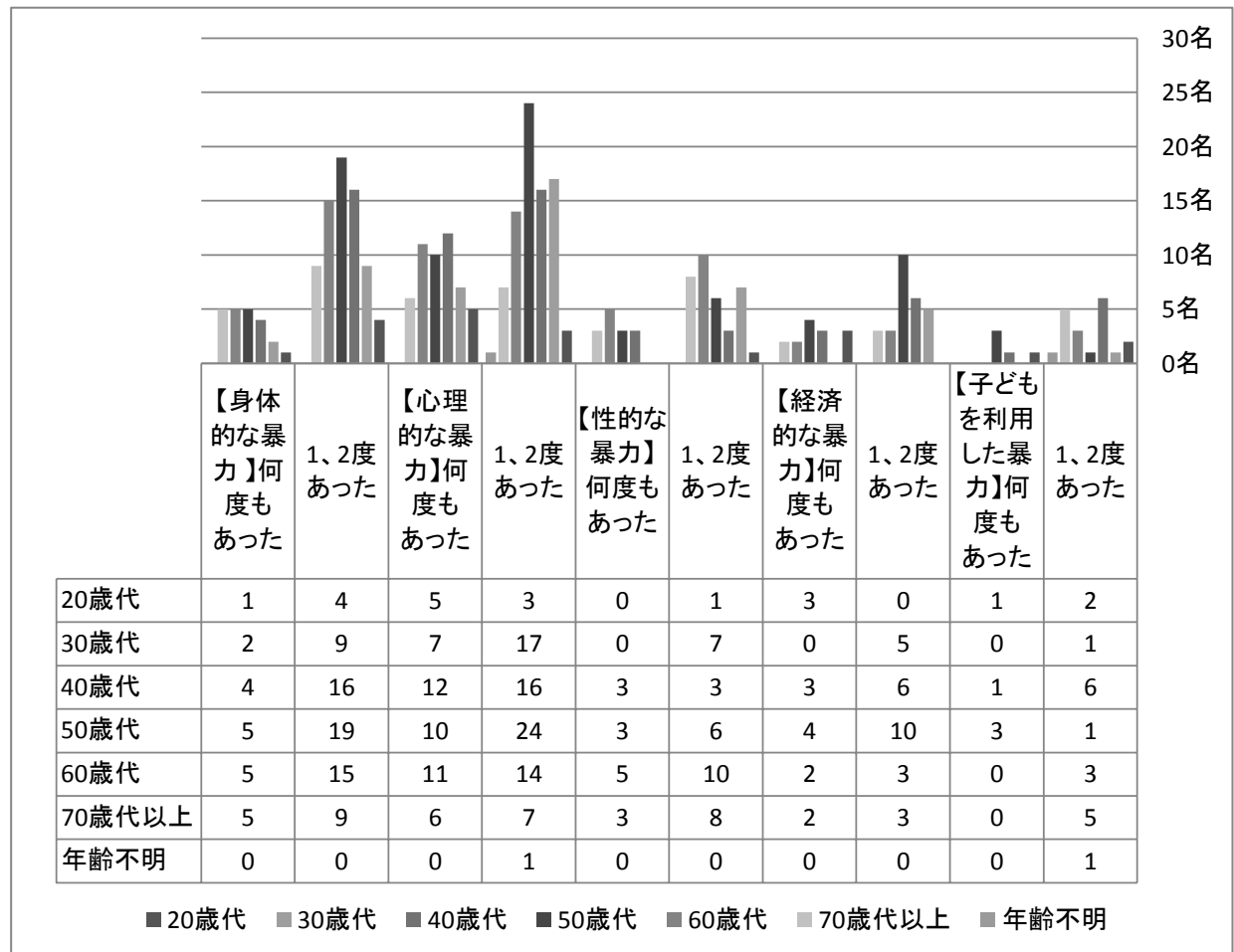


また、今回の調査で実際に何らかの被害にあった経験があると答えた人の男女別、年代別の実人数は以下のとおりです。

**男 性**



**女 性**



## 5 DV被害に関する相談状況

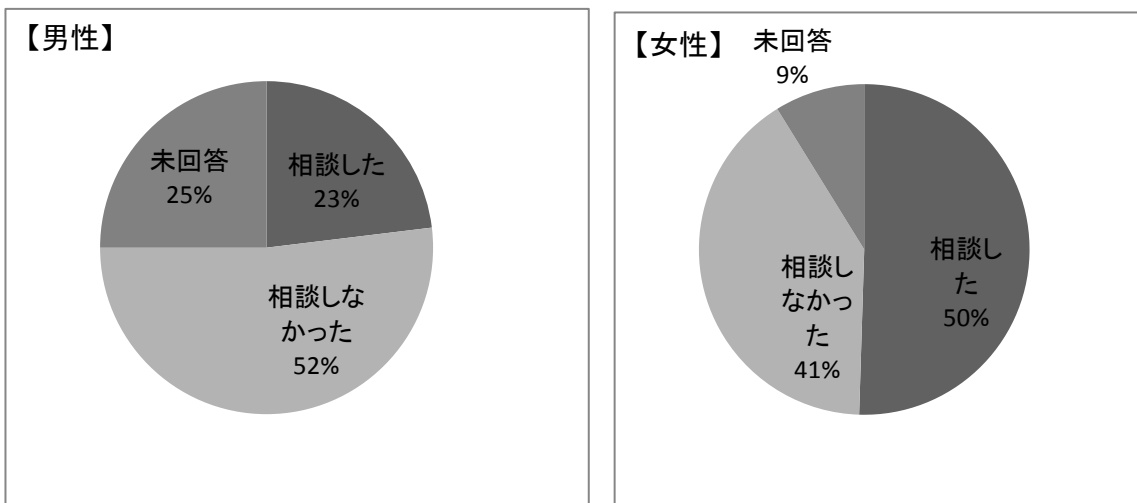
### (1) 相談機関

問9 あなたは、これまでに配偶者または交際相手（同様の関係にある方を含みます。）から受けたそのような行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。あてはまる記号をすべて選んでください。

（問8の（1）～（5）のうち一つでも、「1 何度もあった」、「2 1、2度あった」と回答した人に対する質問項目。）

（全体数 256）（うち男性52 ・女性 204）

	回答者数	（うち男性）	（うち女性）
ア 配偶者暴力相談支援センター（子ども家庭相談センター・男女共同参画センター）に相談した。	3名	（0名）	（3名）
イ 警察に連絡・相談した。	4名	（0名）	（4名）
ウ 法務局・人権擁護委員または人権なんでも相談に相談した。	0名	（0名）	（0名）
エ 市町の福祉担当または保健センターに相談した。	0名	（0名）	（0名）
オ 市町の人権担当または男女の悩みごと相談に相談した。	0名	（0名）	（0名）
カ 民生委員児童委員または心配ごと相談に相談した。	0名	（0名）	（0名）
キ 民間の専門家や専門機関（弁護士、カウンセラー、民間シェルターなど）に相談した。	2名	（0名）	（2名）
ク 医療関係者（医師・看護師など）に相談した。	1名	（0名）	（1名）
ケ 学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラーなど）に相談した。	2名	（0名）	（2名）
コ 家族や親戚に相談した。	49名	（6名）	（43名）
サ 友人・知人に相談した。	51名	（6名）	（45名）
シ その他	3名	（0名）	（3名）
ス どこ（だれ）にも相談しなかった。	110名	（27名）	（83名）



何らかの被害を受けたことがある人（男性52名、女性204名）のうち、どこか（だれか）に相談した人は、男性12名（23%）、女性103名（50%）にとどまり、相談先は「家族・親戚」、「友人・知人」がほとんどであり、公的機関等へ相談した経験のある人は、女性7名と全体の6%にとどまっています。

何らかの被害を受けたことがある人の4割が「どこ（だれ）にも相談しなかった。」と回答しており、平成23年に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」とほぼ同様の傾向が見られます。

## (2) 相談しなかった理由

問10 どこ(だれ)にも相談しなかったのは、なぜですか。あてはまる記号をすべて選んでください。

(問9で「ス どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した人に対する質問項目。)  
(全体数 110) (うち男性 27・女性 83)

	回答者数	(うち男性)	(うち女性)
ア どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかったから。	6名	(2名)	(4名)
イ 恥ずかしくてだれにも言えなかったから。	12名	(3名)	(9名)
ウ 相談してもむだと思ったから。	22名	(5名)	(17名)
エ 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから。	3名	(0名)	(3名)
オ 加害者に「誰にも言うな」とおどされたから。	0名	(0名)	(0名)
カ 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから。	4名	(1名)	(3名)
キ 自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから。	28名	(6名)	(22名)
ク 世間体が悪いから。	7名	(5名)	(2名)
ケ 他人を巻き込みたくなかったから。	13名	(3名)	(10名)
コ 他人に知られると、これまで通りのつき合い(仕事や学校などの人間関係)ができなくなると思ったから。	4名	(0名)	(4名)
サ そのことについて思い出したくなかったから。	2名	(0名)	(2名)
シ 自分にも悪いところがあると思ったから。	34名	(10名)	(24名)
ス 相手の行為は愛情の表現だと思ったから。	8名	(1名)	(7名)
セ 相談するほどのことではないと思ったから。	72名	(19名)	(53名)
ソ その他	6名	(0名)	(6名)

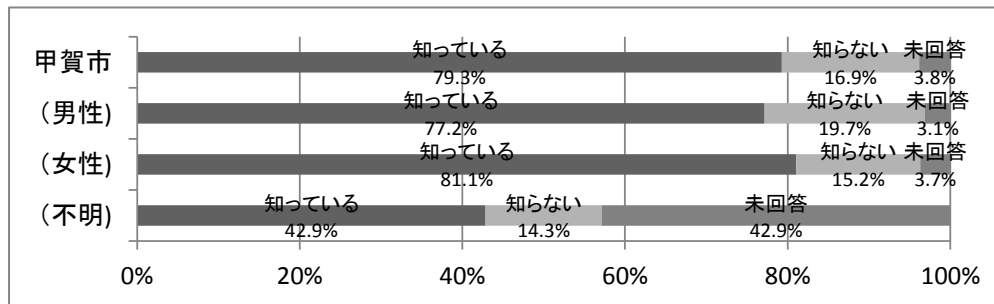
何らかの被害を受けたことがある人(男性52名、女性204名)のうち、「どこ(だれ)にも相談しなかった。」と回答した人(男性27名、女性83名)に理由を聞いたところ、「相談するほどのことではないと思ったから。」が一番多く、被害を受けた男性の36.5%、女性では26%であった。次いで、「自分にも悪いところがあると思ったから。」の順となっている。また、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから。」と回答した人は、男性に比べ、女性の方が圧倒的に多かった。反対に、「どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかったから。」と回答した人は、2%程度となっている。

## 6 DVに関する施策について

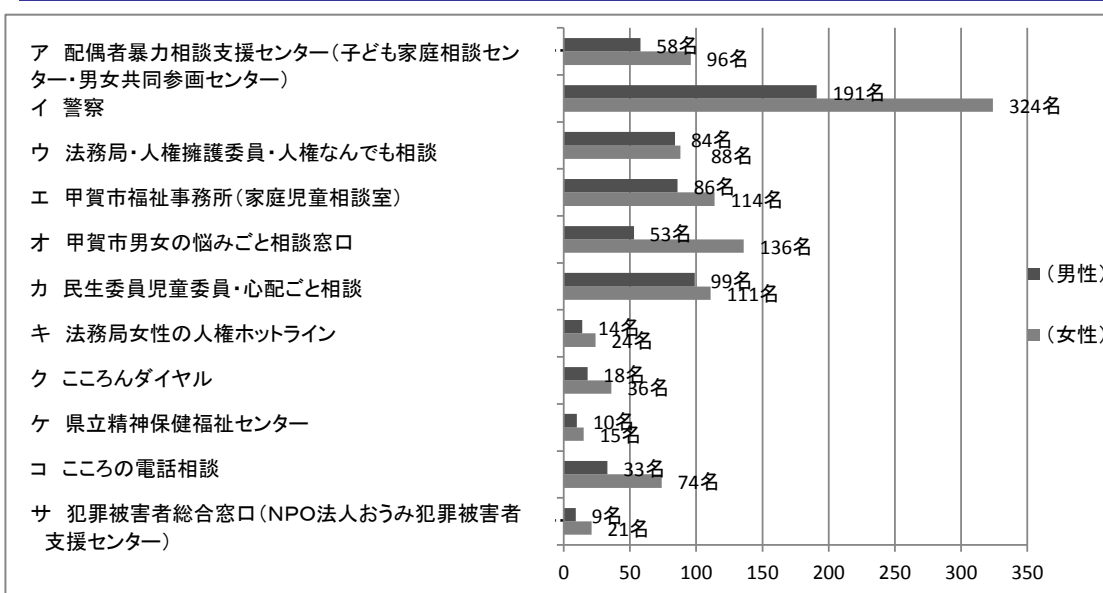
### (1) 相談窓口の認知度

問11 あなたは、DVについて相談できる窓口を知っていますか。あてはまる番号に○をつけてください。

	回答者数	(うち男性)	(うち女性)	(うち不明)
知っている	620名	(223名)	(394名)	(3名)
知らない	132名	(57名)	(74名)	(1名)
未回答	30名	(9名)	(18名)	(3名)
<b>合計</b>	<b>782名</b>	<b>(289名)</b>	<b>(486名)</b>	<b>(7名)</b>



	回答者数	(うち男性)	(うち女性)
ア 配偶者暴力相談センター(子ども家庭相談センター・男女共同参画センター)	154名	(58名)	(96名)
イ 警察	515名	(191名)	(324名)
ウ 法務局・人権擁護委員・人権なんでも相談	172名	(84名)	(88名)
エ 甲賀市福祉事務所(家庭児童相談室)	200名	(86名)	(114名)
オ 甲賀市男女の悩みごと相談窓口	189名	(53名)	(136名)
カ 民生委員児童委員・心配ごと相談	210名	(99名)	(111名)
キ 法務局女性の人権ホットライン	38名	(14名)	(24名)
ク こころんダイヤル	54名	(18名)	(36名)
ケ 県立精神保健福祉センター	25名	(10名)	(15名)
コ こころの電話相談	107名	(33名)	(74名)
サ 犯罪被害者総合窓口(NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター)	30名	(9名)	(21名)



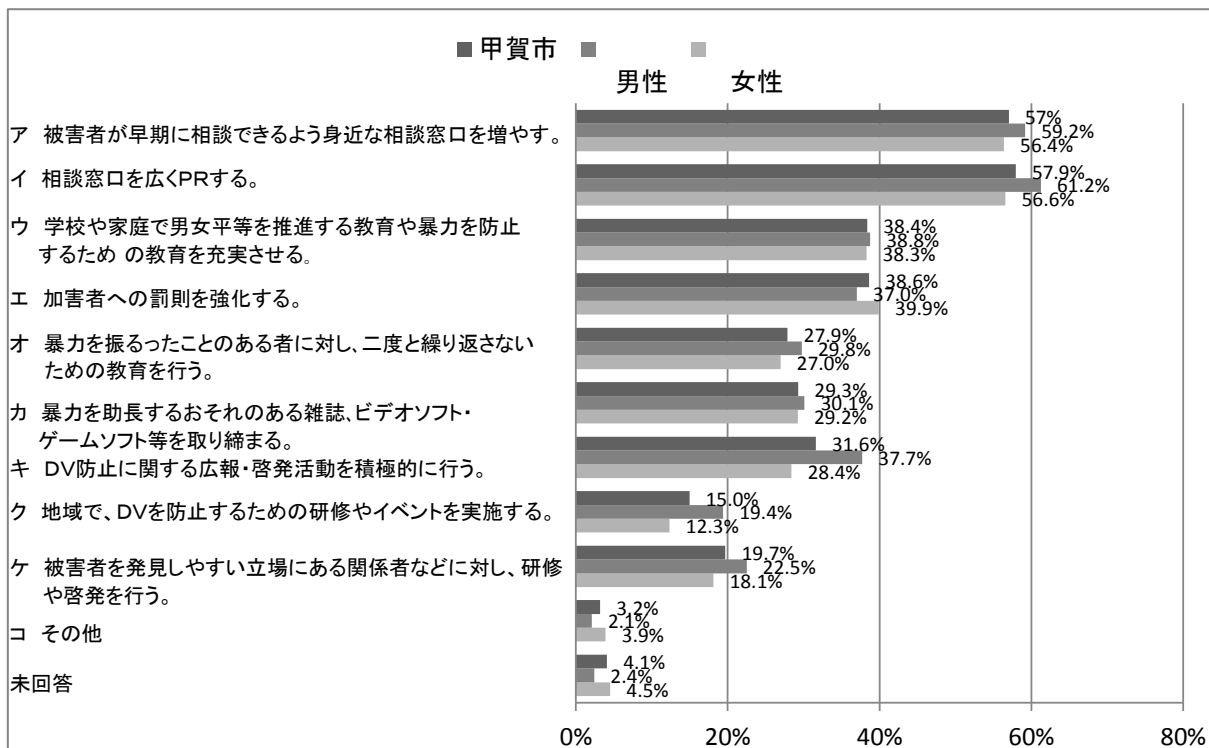
「ドメスティック・バイオレンス」の認知度は、全体の9割強に高まってきており、「相談窓口を知らない。」と回答した人は16.9%であり、前回調査の68.2%であったことから相談窓口が周知できている。また、県の調査(平成21年度実施「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」では「わからない」は44.3%)と比較しても高い。

## (2) DV防止のために必要な施策

問12 あなたは、DVを防止するために何が重要だと思いますか。あてはまる記号をすべて選んでください。

	回答者数	(うち男性)	(うち女性)
ア 被害者が早期に相談できるよう身近な相談窓口を増やす。	445名	(171名)	(274名)
イ 相談窓口を広くPRする。	452名	(177名)	(275名)
ウ 学校や家庭で男女平等を推進する教育や暴力を防止するための教育を充実させる。	298名	(112名)	(186名)
エ 加害者への罰則を強化する。	301名	(107名)	(194名)
オ 暴力を振るったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う。	217名	(86名)	(131名)
カ 暴力を助長するおそれのある雑誌、ビデオソフト、ゲームソフト等を取り締まる。	229名	(87名)	(142名)
キ DV防止に関する広報・啓発活動を積極的に行う。	247名	(109名)	(138名)
ク 地域で、DVを防止するための研修会やイベントを実施する。	116名	(56名)	(60名)
ケ 被害者を発見しやすい立場にある関係者などに対し、研修や啓発を行う。	153名	(65名)	(88名)
コ その他	25名	(6名)	(19名)

DVを防止するために必要だと考えることを聞いたところ、「被害者が早期に相談できるよう身近な相談窓口を増やす。」(男性59.2%、女性56.4%)、「相談窓口を広くPRする。」(男性61.2%、女性56.6%)と回答した人の割合が高かった。



## Ⅲ アンケート調査票

### Ⅲ アンケート調査票

## 甲賀市 ドメスティック・バイオレンスに関する市民アンケート

平成 25 年 5 月

#### ● 調査へのご協力をお願い ●

皆さまには、日頃から市政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本市では、DV(ドメスティック・バイオレンス)が身近にある重大な人権侵害であることを認識し、暴力を許さない社会の実現を目指し、DV防止と被害者の保護のための施策の実施を推進するため、「甲賀市配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画」を平成23年3月策定し、関係機関と連携しながら、DV防止の広報・啓発、被害者の相談・支援の充実に取り組んでいるところです。

このたび、第1次計画期間の3年が終了するにあたり、市内にお住まいの20歳以上の市民の皆さまから無作為に2,000人を抽出し、DVに対する認識度や被害者支援のあり方に関する考えをお伺いし、今までの取組状況の評価や今後の課題を検討するための基礎資料として活用してまいりたいと考えております。

皆さまにおかれましては、大変ご多忙のこととは存じますが、本調査にご理解、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

甲賀市長 中嶋 武嗣

#### ご記入にあたってのお願い

- 1 この調査は、甲賀市にお住まいの20歳以上の方をお願いしています。
- 2 ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒(切手は不要です)に入れ、5月31日(金)までに郵便ポストにご投函ください。
- 3 調査結果は統計的に処理しますので、お名前やご住所は記入しないでください。また、匿名でのアンケート調査ですので、個人にご迷惑をおかけすることは決してありません。

この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

甲賀市役所 健康福祉部 社会福祉課 家庭児童相談室

☎ 0748(65)0660 FAX 0748(63)4085

E-mail [koka10253000@city.koka.lg.jp](mailto:koka10253000@city.koka.lg.jp)

参考までに・・・

※1

ドメスティック・バイオレンス（略して「DV」と呼ばれることもあります。）とは、一般的には「配偶者や恋人など親密な男女関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いようです。

近年は、「デートDV」といわれる恋人間での暴力も増加しています。

**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律**（平成13年4月制定）の対象は、「配偶者からの暴力」に限られます。「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みません。男性、女性の別を問いません。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事情にあることを含む。）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。「暴力」には、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。

※2

**配偶者暴力相談支援センター**とは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、都道府県が設置する婦人相談所やその他適切な施設において、①相談、②医学的・心理学的指導、③一時保護、④自立支援のための情報提供・援助、⑤保護命令制度に関する情報提供・援助、⑥被害者を居住させ保護する施設の利用に関する情報提供・援助を行なう機関を指します。県内には、現在3箇所の配偶者暴力相談支援センターがあります。

中央子ども家庭相談センター	TEL 077-564-7867
彦根子ども家庭相談センター	TEL 0749-24-3741
男女共同参画センター（男女共同参画相談室）	TEL 0748-37-8739

**DVが与える影響**として、被害者は暴力により、ケガなど身体的な影響を受けるだけでなく、PTSD（外傷後ストレス障害）に陥るなど、精神的な影響を受けることもあります。また、暴力を目撃した子どもに様々な心身の症状が表れることがあります。その上、暴力を目撃しながら育ったことで、子ども自身が感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。

## 甲賀市 ドメスティック・バイオレンスに関する市民アンケート 調査票

【 アンケートに対する回答は、この調査票に直接記入してください。 】

問1 あなたの性別について、どちらかに○をつけてください。

- 1 男性                      2 女性

問2 あなたの年齢について、あてはまる番号に○をつけてください。

- 1 20歳代      2 30歳代      3 40歳代  
4 50歳代      5 60歳代      6 70歳以上

問3 あなたは、ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）※1について、どの程度知っていますか。あてはまる番号に○をつけてください。

- 1 名前も内容も知っている    2 名前は聞いたことがある    3 名前も内容も知らない

問4 あなたは、デートDVについて、どの程度知っていますか。あてはまる番号に○をつけてください。

- 1 名前も内容も知っている    2 名前は聞いたことがある    3 名前も内容も知らない

※1 「ドメスティック・バイオレンス」について、ご存じでない方は、本アンケート調査依頼文書裏面の説明をご覧ください。

問5 あなたは、これまでにDVの被害を、身近で見聞きしたことがありますか。どちらかに○をつけてください。

- 1 ある                      2 ない ⇒ 問7へ

【 問6は、問5で「1 ある」と回答した方にお伺いします。それ以外の方は、問7にお進みください。 】

問6 それは、どのような被害でしたか。あてはまる番号をすべて選んでください。

- 1 身体に対する暴力（殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなど）。  
2 心理的な暴力（人格を否定するような暴言、「出て行け」「口答えするな」と怒鳴る、交友関係を細かく監視する、恐怖を感じるような脅迫を受けるなど）。

（裏面につづく）



- 3 性的な暴力（嫌がっているのに性的な行為を強要、避妊に協力しない、無理やりポルノビデオなどをみせるなど）。
- 4 経済的な暴力（生活費を渡さない、お金の使途を細かくチェックする、仕事をさせないなど）。
- 5 子どもを利用した暴力（子どもに暴力を見せる、「子どもに暴力を振るう」と脅す、子どもを虐待する、自分の言いたいことを子どもに言わせるなど）。

【 問7は、すべての方にお伺いします。 】

問7 あなたの婚姻経験（婚姻届は出していなくても同様の状態にある（あった）場合を含みます。）や交際経験について、あてはまる番号に○をつけてください。

- 1 婚姻経験（または同様の状態を含む）がある。
- 2 婚姻経験はないが、交際している相手がいる（いた）。
- 3 現在までに、婚姻経験や交際経験はない。 ⇒ 問11へ

【 問8は、問7で「1」または「2」と回答した方にお伺いします。それ以外の方は、問11にお進みください。 】

問8 あなたは、これまでに配偶者または交際相手（同様の関係にある方を含みます。）から、次のようなことをされたことがありますか。あてはまる番号に○をつけてください。

(1) 身体に対する暴力（殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなど）。

- 1 何度もあった            2 1～2度あった            3 まったくない

(2) 心理的な暴力（人格を否定するような暴言、「出て行け」「口答えするな」と怒鳴る、交友関係を細かく監視する、恐怖を感じるような脅迫を受けるなど）。

- 1 何度もあった            2 1～2度あった            3 まったくない

(3) 性的な暴力（嫌がっているのに性的な行為を強要、避妊に協力しない、無理やりポルノビデオなどをみせるなど）。

- 1 何度もあった            2 1～2度あった            3 まったくない

(4) 経済的な暴力（生活費を渡さない、お金の使途を細かくチェックする、仕事をさせないなど）。

- 1 何度もあった            2 1～2度あった            3 まったくない

(5) 子どもを利用した暴力（子どもに暴力を見せる、「子どもに暴力を振るう」と脅す、子どもを虐待する、自分の言いたいことを子どもに言わせるなど）。

- 1 何度もあった            2 1～2度あった            3 まったくない

【 問9は、問8の（1）～（5）のうち一つでも、「1 何度もあった」、「2 1～2度あった」と回答した方にお伺いします。それ以外の方は、問11にお進みください。 】

問9 あなたは、これまでに配偶者または交際相手（同様の関係にある方を含みます。）から受けたそのような行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。あてはまる記号をすべて選んでください。

- ア 配偶者暴力相談支援センター（子ども家庭相談センター・男女共同参画センター）※2に相談した。
- イ 警察に連絡・相談した。
- ウ 法務局・人権擁護委員または人権なんでも相談に相談した。
- エ 市の福祉担当または保健センターに相談した。
- オ 市の人権担当または男女の悩みごと相談に相談した。
- カ 民生委員児童委員または心配ごと相談に相談した。
- キ 民間の専門家や専門機関（弁護士、カウンセラー、民間シェルターなど）に相談した。
- ク 医療関係者（医師・看護師など）に相談した。
- ケ 学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラーなど）に相談した。
- コ 家族や親戚に相談した。
- サ 友人・知人に相談した。
- シ その他（ )
- ス どこ（だれ）にも相談しなかった。 ⇒ 問10へ

【 問10は、問9で「ス どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した方にお伺いします。それ以外の方は、問11にお進みください。 】

問10 どこ（だれ）にも相談しなかったのは、なぜですか。あてはまる記号をすべて選んでください。

- ア どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから。
- イ 恥ずかしくてだれにも言えなかったから。
- ウ 相談してもむだと思ったから。
- エ 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから。
- オ 加害者に「誰にも言うな」と脅されたから。
- カ 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから。
- キ 自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっているとと思ったから。
- ク 世間体が悪いから。
- ケ 他人を巻き込みたくなかったから。
- コ 他人に知られると、これまで通りのつき合い（仕事や学校などの人間関係）ができなくなると思ったから。
- サ そのことについて思い出したくなかったから。
- シ 自分にも悪いところがあると思ったから。
- ス 相手の行為は愛情の表現だと思ったから。
- セ 相談するほどのことではないと思ったから。
- ソ その他（ )

（裏面につづく）

【 問 1 1～問 1 3 は、すべての方にお伺いします。 】

問 1 1 あなたは、DVについて相談できる下記の相談窓口を知っていますか。知っている機関をすべて選んでください。

- ア 配偶者暴力相談支援センター（子ども家庭相談センター・男女共同参画センター）
- イ 警察
- ウ 法務局・人権擁護委員・人権なんでも相談
- エ 甲賀市福祉事務所（家庭児童相談室）
- オ 甲賀市男女の悩みごと相談窓口
- カ 民生委員児童委員・心配ごと相談
- キ 法務局女性の人権ホットライン
- ク こころんダイヤル
- ケ 県立精神保健福祉センター
- コ こころの電話相談
- サ 犯罪被害者総合窓口（NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター）
- シ わからない

問 1 2 あなたは、DVを防止するために何が必要だと思いますか。あてはまる記号をすべて選んでください。

- ア 被害者が早期に相談できるよう身近な相談窓口を増やす。
- イ 相談窓口を広くPRする。
- ウ 学校や家庭で男女平等を推進する教育や暴力を防止するための教育を充実させる。
- エ 加害者への罰則を強化する。
- オ 暴力を振るったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う。
- カ 暴力を助長するおそれのある雑誌、ビデオソフト、ゲームソフト等を取り締まる。
- キ DV防止に関する広報・啓発活動を積極的に行う。
- ク 地域で、DVを防止するための研修会やイベントを実施する。
- ケ 被害者を発見しやすい立場にある関係者などに対し、研修や啓発を行う。
- コ その他（ ）

問 1 3 DV防止と被害者の保護のために市として取り組むべき内容について、ご意見があればお聞かせください。

ご協力ありがとうございました。ご記入いただきました本調査票は、同封の返信用封筒に入れ、5月31日(金)までに郵便ポストにご投函いただきますようお願いいたします。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十五年法律第七十二号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

### (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

#### (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力に



よる被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）

により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、

電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心<sup>しゆうぢしん</sup>を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めると

きは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が

当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合にお

いて、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。

ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停

止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同

一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に



関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に

要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替える

ほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項

(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附 則〔抄〕

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

##### (検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

##### (経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの

と同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

甲賀市配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護に  
関する基本計画  
～ドメスティック・バイオレンス（DV）のない社会をめざして～

発行年月：平成26年3月

発行：甲賀市

編集：こども応援課

〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地

TEL 0748-65-0660

FAX 0748-63-4085



**パープルリボン** は、女性に対する暴力根絶運動のシンボルです。

**基本理念**

- 1 暴力は「学習された行動サイクル」です。
- 2 社会的にも個人的にも、暴力は我慢することで広がります。
- 3 すべての人々が暴力を許さなくなれば、暴力を減らすことができるでしょう。
- 4 パープルリボンプロジェクトは物や力ではなく、人々のエンパワメントと安全を目指すものです。